

第4章 重点施策及び新規施策の評価

第1項 重点施策及び新規施策の評価の考え方

施策を評価するにあたり、第10次計画の各施策と「重点的に対応すべき対象（高齢者、子供、歩行者、自転車、生活道路）」との対応をまとめた。

第10次計画施策一覧表

	施策群					重点及び新規 (注)	その他の施策	担当府庁	イン プット	アウト プット	1次ア ウトカ ム	2次ア ウトカ ム	実績 データ を用いた 評価
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路								
1 道路交通環境の整備													
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備													
ア 生活道路における交通安全対策の推進	○	○	○	○	○		警察庁,国土交通省		○	○		○	
イ 通学路等における交通安全の確保			○	○	○		文部科学省,警察庁,国土交通省		○	○	○	○	○
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備													
(ア) 平坦性が確保された幅の広い歩道等の積極的な整備等	○		○		○		警察庁,国土交通省,内閣府		○	○		○	○
(イ) 駐車違反に対する取締の強化等	○		○		○		警察庁		○	○	○	○	○
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化					○		国土交通省,警察庁		○	○	○		
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進													
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進						○	国土交通省		○	○	○		
イ 事故危険箇所対策の推進						○	警察庁,国土交通省						
ウ 幹線道路における交通規制						○	警察庁						
エ 重大事故の再発防止						○	警察庁,国土交通省						
オ 適切に機能分担された道路網の整備													
(ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備			○	○	○		国土交通省						
(イ) インターチェンジの増設等による利用しやすい環境の整備					○		国土交通省						
(ウ) バイパス及び環状道路等の整備の推進					○		国土交通省						
(エ) 道路機能の分化等			○		○		国土交通省						
(オ) マルチモーダル施策の推進等						○	国土交通省						
カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進													
(ア) 総合的事故防止対策の推進等							国土交通省,警察庁						
(イ) 本線拡幅やインターチェンジの改良等							国土交通省						
(ウ) 情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等の推進							国土交通省						
(エ) 産官学連携による効果的な対策の検討							国土交通省						
キ 改築等による交通事故対策の推進													
(ア) 道路の改築事業の推進			○	○			国土交通省						
(イ) 交差点のコンパクト化、立体交差化等の推進							国土交通省						
(ウ) 沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備等							国土交通省						
(エ) 幅の広い歩道等の整備の推進			○	○			国土交通省						
(オ) 鉄道駅周辺等における人と車の交通の体系的な分離			○	○			国土交通省						
(カ) 歴史的みちすじ等の整備の体系的な推進					○		国土交通省						
ク 交通安全施設等の高度化													
(ア) 信号制御の改良の推進							警察庁						
(イ) 道路標識の整備等							警察庁,国土交通省						
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進													
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理					○		警察庁						
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進			○	○	○		警察庁,国土交通省						
ウ 幹線道路対策の推進							警察庁,国土交通省						
エ 交通円滑化対策の推進					○		警察庁,国土交通省						
オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現						○	警察庁,国土交通省		○	○	○	○	○
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進						○	警察庁,国土交通省						
キ 連絡会議等の活用						○	警察庁,国土交通省						
(5) 歩行者空間のバリアフリー化	○		○	○	○		国土交通省						
(6) 無電柱化の推進			○	○	○		国土交通省,経済産業省,総務省						
(7) 効果的な交通規制の推進					○		警察庁						
(8) 自転車利用環境の総合的整備													
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備				○	○		警察庁,国土交通省		○	○		○	○
イ 自転車等の駐車対策の推進	○			○	○		内閣府,警察庁,国土交通省		○	○	○	○	○
(9) 高度道路交通システムの活用													
ア 道路交通情報通信システムの整備					○	○	警察庁,国土交通省,経済産業省,総務省		○	○	○		
イ 新交通管理システムの推進						○	警察庁		○	○			
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進			○	○	○		警察庁,国土交通省,総務省		○	○			
エ ETC2.0の展開					○	○	国土交通省		○		○		
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進					○	○	警察庁,国土交通省		○	○	○		
(10) 交通需要マネジメントの推進													
ア 公共交通機関利用の促進							警察庁,国土交通省						
イ 自動車利用の効率化							警察庁,国土交通省						
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備													
ア 災害に備えた道路の整備					○	○	国土交通省,警察庁		○	○			
イ 災害に強い交通安全施設等の整備					○	○	警察庁		○	○			
ウ 災害発生時における交通規制					○	○	警察庁,国土交通省		○	○			
エ 災害発生時における情報提供の充実					○	○	警察庁,国土交通省		○	○			

	施策群					重点及び新規 (注)	その他の施策	担当府庁	イン プット	アウト プット	1次ア ウトカ ム	2次ア ウトカ ム	実績 データ を用いた 評価
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路								
(12) 総合的な駐車対策の推進													
ア きめ細かな駐車規制の推進						○	警察庁		○	○	○	○	
イ 違法駐車対策の推進													
(ア) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りの推進等						○	警察庁		○	○	○	○	○
(イ) 使用者責任の追及等						○	警察庁		○	○	○	○	○
ウ 駐車場等の整備													
(ア) 駐車場整備計画の策定等						○	国土交通省		○	○	○	○	○
(イ) 附置義務駐車施設等の整備促進						○	国土交通省		○	○	○	○	○
(ウ) パークアンドライド等の普及のための環境整備						○	国土交通省		○	○	○	○	○
エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚						○	警察庁			○	○	○	
オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進						○	警察庁			○	○	○	○
(13) 道路交通情報の充実													
ア 情報収集・提供体制の充実						○	警察庁, 国土交通省		○	○	○		
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化						○	国土交通省, 総務省, 警察庁		○	○	○		
ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進						○	警察庁			○			
エ 分かりやすい道路交通環境の確保						○	警察庁		○	○	○		○
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備													
ア 道路の使用及び占用の適正化等													
(ア) 道路の使用及び占用の適正化						○	警察庁, 国土交通省						
(イ) 不法占用物件の排除等						○	国土交通省						
(ウ) 道路の掘り返しの規制等						○	国土交通省						
イ 休憩施設等の整備の推進	○						国土交通省						
ウ 子供の遊び場等の確保		○				○	国土交通省, 文部科学省, 厚生労働省						
エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限						○	国土交通省						
オ 地域に応じた安全の確保						○	国土交通省						
2 交通安全思想の普及徹底													
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進													
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		○					警察庁, 文部科学省, 厚生労働省						
イ 小学生に対する交通安全教育の推進		○					警察庁, 文部科学省						
ウ 中学生に対する交通安全教育の推進		○					警察庁, 文部科学省						
エ 高校生に対する交通安全教育の推進		○					警察庁, 文部科学省						
オ 成人に対する交通安全教育の推進							内閣府, 警察庁						
カ 高齢者に対する交通安全教育の推進	○		○	○	○	○	内閣府, 警察庁		○	○	○	○	○
キ 障害者に対する交通安全教育の推進							警察庁						
ク 外国人に対する交通安全教育の推進							警察庁						
ケ 交通事犯被收容者に対する教育活動等の充実		○					法務省						
コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実							法務省						
(2) 効果的な交通安全教育の推進		○				○	文部科学省, 内閣府, 警察庁		○	○		○	○
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進													
ア 交通安全運動の推進	○	○	○	○	○	○	警察庁, 内閣府, 文部科学省		○	○		○	○
イ 自転車の安全利用の推進	○	○	○	○	○	○	警察庁, 内閣府		○	○	○	○	○
ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底						○	内閣府, 警察庁		○	○	○	○	○
エ チャイルドシートの正しい使用の徹底		○				○	警察庁, 内閣府						
オ 反射材用品等の普及促進	○		○	○	○	○	内閣府, 警察庁		○	○	○	○	○
カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立						○	警察庁, 内閣府		○	○		○	○
キ 危険ドラッグ対策の推進							警察庁, 厚生労働省, 文部科学省						
ク 効果的な広報の実施													
(ア) 広範・集中的なキャンペーンの実施	○	○					内閣府, 警察庁						
(イ) きめ細かな広報の充実	○	○					警察庁						
(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動の援助							内閣府, 警察庁						
ケ 自動車事故を防止するための取組支援(安全運転推進事業の実施)							国土交通省						
コ その他の普及啓発活動の推進													
(ア) 高齢者に係る広報啓発活動等	○						警察庁						
(イ) 時間帯や季節性に応じた事故の防止等に関する周知							警察庁						
(ウ) 二輪運転者に係る広報啓発活動等						○	警察庁		○	○	○	○	○
(エ) インターネット等を通じた事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信							警察庁						
(オ) 自動車の正しい使い方などを関係者に適時適切な伝達							国土交通省, 経済産業省, 警察庁						
(カ) 各種会議の開催							内閣府						
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進						○	内閣府		○	○	○		○
(5) 住民の参加・協働の推進						○	警察庁		○	○	○		○
3 安全運転の確保													
(1) 運転者教育等の充実													
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実													
(ア) 自動車教習所における教習の充実						○	警察庁						
(イ) 取得時講習の充実						○	警察庁						
イ 運転者に対する再教育等の充実						○	警察庁						
ウ 二輪車安全運転対策の推進						○	警察庁						
エ 高齢運転者対策の充実													
(ア) 高齢者に対する教育の充実	○					○	警察庁		○	○	○	○	○
(イ) 臨時適性検査等の確実な実施	○					○	警察庁		○	○	○	○	○
(ウ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用	○					○	警察庁					○	
(エ) 高齢者支援施策の推進	○					○	警察庁, 国土交通省		○	○	○	○	○
オ シートベルト, チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底						○	警察庁						
カ 自動車安全運転センターの業務の充実						○	警察庁						
キ 自動車運転代行業の指導育成等						○	警察庁, 国土交通省						
ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	○					○	国土交通省						
ケ 危険な運転者の早期排除						○	警察庁						

	施策群					重点及び新規 (注)	その他の施策	担当府省庁	イン プット	アウト プット	1次ア ウトカ ム	2次ア ウトカ ム	実績 データ を用いた 評価
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路								
(2)運転免許制度の改善	○						警察庁						
(3)安全運転管理の推進						○	警察庁,国土交通省	○	○	○	○	○	○
(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進													
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立							国土交通省						
イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底							国土交通省						
ウ 飲酒運転の根絶							国土交通省						
エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進							国土交通省						
オ 業態ごとの事故発生傾向,主要な要因等を踏まえた事故防止対策							国土交通省						
カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策						○	国土交通省,警察庁	○	○	○	○	○	○
キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進							国土交通省						
ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等						○	国土交通省,警察庁		○	○	○	○	○
(5)交通労働災害の防止等													
ア 交通労働災害の防止							厚生労働省						
イ 運転者の労働条件の適正化等							厚生労働省						
(6)道路交通に関連する情報の充実													
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等							消防庁,経済産業省						
イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策						○	国土交通省,警察庁	○	○	○	○	○	○
ウ 気象情報等の充実							国土交通省						
4 車両の安全性の確保													
(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進													
ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等													
(ア)車両の安全対策の推進	○						国土交通省	○	○	○			○
(イ)道路運送車両の保安基準の拡充・強化	○	○	○	○	○		国土交通省	○	○	○			○
イ 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進							国土交通省	○	○	○			○
ウ 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備							経済産業省	○	○	○			○
(2)自動車アセスメント情報の提供等							国土交通省						
(3)自動車の検査及び点検整備の充実													
ア 自動車の検査の充実							国土交通省						
イ 型式指定制度の充実							国土交通省						
ウ 自動車点検整備の充実													
(ア)自動車点検整備の推進							国土交通省				○	○	○
(イ)不正改造車の排除							国土交通省		○	○	○	○	○
(ウ)自動車分解整備事業の適正化及び近代化							国土交通省		○	○	○	○	○
(エ)自動車の新技術への対応等整備技術の向上							国土交通省		○	○	○	○	○
(オ)ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化							国土交通省		○	○	○	○	○
(4)リコール制度の充実・強化							国土交通省	○	○	○	○	○	○
(5)自転車の安全性の確保							経済産業省,警察庁						
5 道路交通秩序の維持													
(1)交通の指導取締りの強化等													
ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等													
(ア)交通事故抑止に資する指導取締りの推進	○	○					警察庁	○	○				○
(イ)背後責任の追及							国土交通省,警察庁	○	○	○	○	○	○
(ウ)自転車利用者に対する指導取締りの推進				○			警察庁		○	○	○	○	○
イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等							警察庁						
(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進													
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底							警察庁			○			○
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化							警察庁			○			○
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進							警察庁		○	○	○	○	○
(3)暴走族等対策の推進													
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭,学校等における青少年の指導の充実		○					警察庁				○	○	○
イ 暴走行為防止のための環境整備							警察庁					○	○
ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進							警察庁			○	○	○	○
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止							警察庁,法務省	○	○	○	○	○	○
オ 車両の不正改造の防止							警察庁,国土交通省			○	○	○	○
6 救助・救急活動の充実													
(1)救助・救急体制の整備													
ア 救助体制の整備・拡充							消防庁						
イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実							消防庁						
ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	○						消防庁,文部科学省,警察庁	○	○	○			○
エ 救急救命士の養成・配置等の促進							消防庁				○		○
オ 救助・救急用資機材の整備の推進							消防庁,国土交通省						
カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進							消防庁						
キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実							消防庁						
ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備							消防庁,国土交通省						
ケ 現場急行支援システムの整備							警察庁,消防庁	○	○				
コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備							警察庁,消防庁,国土交通省	○	○	○			○
(2)救急医療体制の整備													
ア 救急医療機関等の整備							厚生労働省						
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等							厚生労働省,文部科学省						
ウ ドクターヘリ事業の推進							厚生労働省,警察庁	○	○				○
(3)救急関係機関の協力関係の確保等							消防庁,厚生労働省						

	施策群					重点及び新規 (注)	その他の施策	担当府省庁	イン プット	アウト プット	1次ア ウトカム	2次ア ウトカム	実績 データ を用いた 評価
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路								
7 被害者支援の充実と推進													
(1)自動車損害賠償保障制度の充実等													
ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進													
(ア)被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社への指導等							○	国土交通省					
(イ)交通事故に係る医療費支払の適正化の推進							○	国土交通省					
イ 政府の自動車損害賠償保障事業の充実							○	国土交通省					
ウ 無保険(無共済)車両対策の徹底							○	国土交通省					
エ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等							○	金融庁,農林水産省					
(2)損害賠償の請求についての援助等													
ア 交通事故相談活動の推進													
(ア)関係機関との連絡調整							○	国土交通省					
(イ)交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進等							○	国土交通省					
(ウ)交通事故相談所等における各種の広報							○	国土交通省					
(エ)日弁連交通事故相談センターにおける体制の充実							○	国土交通省					
イ 損害賠償請求の援助活動等の強化						○		法務省,警察庁,国土交通省	○	○	○		○
(3)交通事故被害者支援の充実強化													
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実													
(ア)交通遺児等に対する生活資金貸付けに対する援助							○	国土交通省					
(イ)療護施設の設置・運営を図るための援助							○	国土交通省					
(ウ)被害者に対する介護料の支給等の援助							○	国土交通省					
(エ)介護料受給者への戸別訪問等							○	国土交通省					
(オ)交通遺児に対する一定水準の育成給付金							○	国土交通省					
イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進						○		法務省,警察庁,国土交通省	○	○	○		○
ウ 公共交通事故被害者への支援							○	国土交通省					
8 研究開発及び調査研究の充実													
(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進													
ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進													
(ア)ナビゲーションシステムの高度化							○	警察庁					
イ 安全運転の支援						○		国土交通省,警察庁	○				
(ウ)交通管理の最適化							○	警察庁					
(エ)道路管理の効率化							○	国土交通省					
(オ)公共交通の支援							○	警察庁					
(カ)商用車の効率化							○	警察庁					
(キ)歩行者等の支援	○		○				○	警察庁,国土交通省					
(ク)緊急車両の運行支援							○	警察庁					
(ケ)安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究						○		警察庁	○	○	○		○
イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	○					○		内閣府,警察庁	○	○			
ウ 安全運転の確保に関する研究の推進							○	警察庁					
エ 車両の安全に関する研究の推進													
(ア)車両に係る予防安全技術の研究の推進							○	国土交通省					
(イ)車両に係る被害軽減技術等の研究の推進				○			○	国土交通省					
オ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実							○	国土交通省,警察庁					
カ その他の研究の推進													
(ア)交通事故の長期的予測の充実							○	内閣府					
(イ)交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進							○	内閣府					
(ウ)交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進							○	警察庁					
(エ)交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進							○	厚生労働省					
(2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化						○		警察庁,国土交通省		○			

注:重点及び新規は「重点施策及び新規施策」、その他の施策は「重点施策及び新規施策以外の施策」を指す

の意味
インプット:直接的に予算を計上していないが、活動は実施しているもの
アウトプット:アウトカム:ミクロデータや定量的な評価がされているもの

「重点施策及び新規施策」については、施策の「資源を測る評価指標」として「インプット(予算等)」、「施策の実績を測る評価指標」として「アウトプット(施策の実施量や利用量)」、施策の「成果を測る指標」として「1次アウトカム(施策の実施による対象の意識・行動の変化等)」、「2次アウトカム(施策の実施による交通事故の直接的・間接的な削減や被害の軽減等)」をそれぞれ設定するとともに、「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」の対応状況を確認したうえで、評価を実施した。

第2項 重点施策及び新規施策の評価結果

以下に、交通事故の削減に大きく影響を与えたと考えられる主な施策・要因を示す。

(1) 評価結果の概要

- 1 歩行者の人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成27年から30年にかけて、17.6%、幅員5.5m未満の道路について交通事故死者数は、13.1%減少している。このことに寄与した施策のひとつとして、ゾーン30の整備及び連携施策が考えられる。ゾーン30の整備箇所数は平成30年度末時点で3,649箇所となり、平成23年に定めた当初整備目標(全国約3,000箇所)を達成している。また、整備前年度の1年間と整備翌年度の1年間における交通事故発生件数を比較したところ、ゾーン内における一定の交通事故抑止効果(全事故6,369件4,854件(23.8%減)が認められている。(施策1(1)ア)
- 1 幅員5.5m以上の道路について人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成27年から平成30年にかけて13.9%減少している。事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)に基づき、交通事故の危険性が高い国道の区間を選定し、対策を進めてきている中で、事故危険箇所について対策前後で、死傷事故抑止率が44%(平成28年)と効果を上げている。(施策1(3)ア)
- 1 自転車乗用中の第1当事者、第2当事者の人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成27年から30年にかけて、それぞれ25.1%、16.8%減少している。自転車の安全確保については、第9次計画より重点的に対応すべき対象として位置づけられており、例えば、「自転車専用通行帯の規制延長(平成30年度に平成27年度比17.9%増)」、「自転車利用者に対する検挙件数(平成30年に平成27年比46.2%増)」、「自転車運転者講習制度の施行(平成27年6月から)」といった、ハード対策、ソフト対策両面で対策が進展している。(施策2(3)イ)
- 1 自動車乗車中の人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成27年から30年にかけて、9.0%減少しているが、歩行者や自転車乗用中と比較して、減少割合は小さい。一方で、官民挙げて安全運転サポート車の普及に取り組んでいるところ、例えば、衝突被害軽減ブレーキの新車搭載率は、平成27年に45.4%、平成30年に84.6%となっている。また、衝突被害軽減ブレーキを搭載した普通乗用車と搭載していない普通乗用車を比較すると、追突事故は51.3%少なくなっており、自動車乗車中の死者数の減少に一定程度寄与していると考えられる。(施策2(3)コ(オ)、4(1)ア)
- 1 自動車又は原動機付自転車運転者(第1当事者)の65歳以上の免許保有者10万人あたりの交通死亡事故発生件数は、平成27年から平成30年にかけて11.2%減少している。75歳以上の者が、認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為をしたときは、臨時に認知機能検査を行うことなどとする道路交通法の改正を平成29年に実施した。また、運転免許証の自主返納の推進に関する取組は、高齢者の交通安全意識を高め、平成30年の自主返納件数は平成27年比で47.5%増加しており、高齢者が第1当事者となる交通事故死者数の削減に寄与していると考えられる。(施策3(1)エ)

(2) 各重点施策及び新規施策の評価結果

施策名	1. 道路交通環境の整備
	(1) 生活道路等における交通安全対策の推進 ア 生活道路における交通安全対策の推進

計画に記載されている概要

・通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策による子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)							増減率(%)		備考	担当府省庁		
				23	24	25	26	27	28	29	30	27			28~30注	
	高齢者															
	子供															
	歩行者															
	自転車															
	生活道路															
		インプット														
		警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	警察庁		
		国土交通省の予算	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	国土交通省		
		道路関係予算(国費)														
		国土交通省の予算	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	国土交通省		
		社会資本整備総合交付金(国費)														
		国土交通省の予算	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	国土交通省		
		防災・安全交付金(国費)														
		LED式車両用灯器の整備数(ストック)	灯	458,447	514,320	568,399	610,339	653,669	695,490	733,073	768,638	17.6%	19.9%	警察庁		
		LED式歩行者用灯器の整備数(ストック)	灯	279,166	329,854	370,400	411,078	450,218	497,342	529,978	559,819	24.3%	28.9%	警察庁		
		道路標識(可変式)の整備数(ストック)	本	14,993	14,375	13,773	13,316	12,901	12,116	11,829	11,297	-12.4%	-11.9%	警察庁		
		道路標識(固定式)の整備数(ストック)	本	6,499,755	6,493,930	6,426,237	6,308,552	6,301,460	6,170,676	6,158,845	6,148,431	-2.4%	-2.9%	警察庁		
		ゾーン30の整備箇所数(フロー)	件	58	397	656	717	662	615	302	242	-63.4%	-43.0%	警察庁		
		生活道路対策エリアの登録箇所数(フロー)	件	-	-	-	-	-	268	487	907			国土交通省		
		平均通過速度	km/h	-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁 国土交通省		
		1次アウトカム	台	-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁 国土交通省		

種 類	該 当	交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項 内容(事例等)													
1(1)ア ○○○○○	先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	二次アウトカム	幅員5.5m未満の道路における 高齢者(第1当事者)の交通事故 事件数	30,408	29,773	29,786	28,791	27,805	26,375	26,310	24,584	-11.6%	-10.5%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 高齢者の交通事故死者数	402	450	438	395	435	381	392	390	-10.3%	-8.3%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 高齢者の交通事故負傷者数	30,967	29,724	29,115	27,236	25,611	24,249	23,058	21,354	-16.6%	-16.2%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 子ども(第1当事者)の交通事故 事件数	3,160	2,895	2,741	2,384	1,975	1,762	1,779	1,525	-22.8%	-28.6%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 子ども(第1当事者)の交通事故 死者数	29	25	29	15	20	18	17	19	-5.0%	-15.6%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 子どもの交通事故負傷者数	21,140	19,463	17,890	15,515	13,768	12,487	12,407	10,483	-23.9%	-25.0%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 歩行者(第1当事者)の交通事 故件数	579	580	544	459	388	330	304	269	-30.7%	-35.1%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 歩行中の交通事故死者数	185	203	192	165	203	155	158	174	-14.3%	-13.0%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 歩行中の交通事故負傷者数	17,944	17,609	16,508	15,444	14,713	13,769	13,806	13,163	-10.5%	-12.7%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 自転車(第1当事者)の交通事 故件数	9,831	9,526	8,887	8,225	7,089	6,612	6,952	6,737	-5.0%	-16.1%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 自転車乗用中の交通事故死者 数	136	145	145	123	155	147	141	111	-28.4%	-5.7%	警察庁	
			幅員5.5m未満の道路における 自転車乗用中の交通事故負傷 者数	54,498	50,522	45,989	41,180	36,268	33,411	33,508	31,199	-14.0%	-20.5%	警察庁	
			生活道路におけるハンブの設 置等による死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省

注: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種 類	該 当	交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項 内容(事例等)													
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	二次アウトカム	幅員5.5m未満の道路における 高齢者(第1当事者)の交通事故 事件数	30,408	29,773	29,786	28,791	27,805	26,375	26,310	24,584	-11.6%	-10.5%	警察庁		
		幅員5.5m未満の道路における 高齢者の交通事故死者数	402	450	438	395	435	381	392	390	-10.3%	-8.3%	警察庁		
		幅員5.5m未満の道路における 高齢者の交通事故負傷者数	30,967	29,724	29,115	27,236	25,611	24,249	23,058	21,354	-16.6%	-16.2%	警察庁		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・通過交通の抑制等が必要な地区に対して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進した。(警察庁)

・平成28年度から令和元年度までの間に、特定交通安全施設等整備事業において、交通安全施設等を整備した。(警察庁)

・科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出したエリアにおいて、国、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図った。(国土交通省)

・歩道の設置等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、交通規制を実施する都道府県公安委員会と連携し、車両の速度低下を促すハンブ・狭窄等の設置や車両の進入抑制を促すライジングボードの設置といった生活道路のエリアにおける交通安全対策を実施した。(国土交通省)

・ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進め、国、自治体、地域住民等が連携して取り組む「生活道路対策エリア」において効果的・効率的に対策を実施した。(国土交通省)

備考

平成28年度未までに埼玉県警、京都府警で整備した「ゾーン30」のうちの202か所において、整備前後における平均通過速度を比較したところ、2.9km/h低下した。また、物理的デバイスを設置した13か所においては、4.2km/h低下した。

埼玉県八潮市緑町地区(平成24年度整備)では、道路管理者と連携し、ゾーン内に狭さを設置することで、通過交通量が約5.3%の抑制効果が認められた。

生活道路対策エリアは随時追加され、また交通事故のデータ収集に時間を要するため、実績を記載できない。目標年であるH32年(2020年)時点で指定されている生活道路対エリアのうちハンブの設置等の対策を実施したエリアについて、死傷事故抑止率を算出予定。

・ゾーン30の整備前年度の1年間と整備翌年度の1年間における交通事故発生件数の比較(平成28年度未までに全国で整備した「ゾーン30」(3,105か所)における比較)
 全事故6,369件 4,854件(23.8%減)
 うち歩行者自転車事故3,052件 2,460件(19.4%減)

施策名	1. 道路交通環境の整備
	(1) 生活道路等における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保

計画に記載されている概要

定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組の支援
 ・通学路等の歩道整備等の積極的な支援
 ・防護柵の設置、自転車専用通行帯・自転車・通学路の通行位置を示した道路等の整備
 ・ライジングポラードの活用効果を検討し、活用実現に向けた取組を推進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁				
			種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30					27注	28~30注		
	生活道路																			
	自転車																			
	歩行者																			
	高齢者																			
		インプット																		
		文部科学省の予算	百万円	9,450	8,516	4,924	3,814	6,684	6,832	86	106							H23~28は予算の内 年度 数	文部科学省	
		警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128								警察庁	
		国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694								国土交通省	
		国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600								国土交通省	
		国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700								国土交通省	
		押しボタン式信号機の整備数 (ストック)	基	31,848	32,753	33,009	33,203	33,467	31,686	31,709	31,649								警察庁	
		歩行者用灯器の整備数(ストック)	灯	954,542	976,463	982,507	989,162	999,086	1,006,283	1,012,279	1,019,470								警察庁	
	アウトプット	通学路における歩道等の整備率(ストック)	%	52	53	54	55	56	56	56	調査中								国土交通省	
		通学路の安全確保のための推進体制を構築している市町村数(ストック)	市町村	-	-	795	1,358	1,594	1,658	1,680	調査中								H23,24年は体制未構築のためデータなし	文部科学省
	1次アウトカム	通学路対策実施箇所	箇所、地域	-	12,263	5,604	1,072	540	162	46	調査中								警察庁	
1(1)イ		児童生徒の通行目的(通学等)による歩行中の交通事故件数	件	3,783	3,825	3,551	3,145	3,015	2,771	2,900	2,673								警察庁	

		14	15	7	13	6	12	7	8	33.3%	3.8%	警察庁	
2次アウト カム	児童生徒の通行目的(通学等) による歩行中の交通事故死者 数	人	3,948	4,012	3,735	3,324	2,922	3,065	2,824	-10.9%	-13.9%	警察庁	
	児童生徒の通行目的(通学等) による歩行中の交通事故負傷 者数	人	16,285	15,274	13,814	12,388	11,008	10,844	10,330	-6.2%	-15.6%	警察庁	
	児童生徒の通行目的(通学等) による自転車乗用中の交通事 故件数	件	20	12	14	8	9	9	5	13	44.4%	-12.9%	警察庁
	児童生徒の通行目的(通学等) による自転車乗用中の交通事 故死者数	人	15,860	14,930	13,441	11,982	10,665	9,924	10,483	9,937	-6.8%	-15.9%	警察庁
その他の 影響	地域住民の交通安全意識	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省	
	児童生徒以外の交通事故死者 数	人	4,536	4,304	4,261	3,997	4,003	3,607	3,430	-14.3%	-11.5%	警察庁	

注: '27 30, '15は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~'27 28~'30, '15は平成25~'27年(度)の平均に対する平成28~'30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		内容(事例等)
先端技術の活用推進	該当	児童、保護者等通学路を実際に利用している者が参加する通学路合同点検の実施
きめ細かな対策		
地域ぐるみでの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
・地域での見守りの目を増やし、見守りの質を向上させるため、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、見守りの核となるスクールガード・リーダー及び学校ボランティアであるスクールガードの活動及び育成講習会等の実施の支援を行っている。予算増額(平成30年度:106百万円、令和元年度:119百万円)。スクールガード・リーダーの配置人数は約1,500人で、配置している教育委員会においては、学校や地域住民から子供の安全性が高まったとの感謝の声が寄せられた。また、専門性を生かした交通安全教室等を通じて教員が適切に行動できるようになっている。今後はスクールガード・リーダーを増員し、子供の安全が確保されるよう取り組みが必要がある。(文部科学省)	
・通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進した。(文部科学省、国土交通省、警察庁)	
・高校、中学校に通う生徒、小学生、幼稚園、保育園、認定こども園や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンブ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車専用通行帯・自転車専用通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進した。(国土交通省、警察庁)	

備考	
児童生徒とは、就園児、小学生、中学生、高校生をいう。 通学路の安全確保に資する街頭指導・啓発や安全教育等により、地域住民の交通安全意識が向上したと考えられる。	

1. 道路交通環境の整備
 (1) 生活道路等における交通安全対策の推進
 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

計画に記載されている概要

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 注1		備考	担当府省庁		
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注2	28~30注2						
	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	平坦性が確保された幅の広い歩道等の積極的な整備等																	
		警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	警察庁					
		国土交通省の予算	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	国土交通省					
		道路関係予算(国費)																	
		インプット	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	国土交通省					
		社会資本整備総合交付金(国費)																	
		国土交通省の予算	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	国土交通省					
		防災・安全交付金(国費)																	
		重点整備地区内の主要な生活関連道路経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(ストック)	%	-	-	-	-	-	88	89	89			国土交通省					
		アウトプット	%	77	81	83	-	-	-	-	-			国土交通省					
		特定道路のバリアフリー化率(ストック)																	
		主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化(ストック)	%	97.8%	97.3%	97.8%	98.2%	98.9%	99.5%	99.1%	98.7%	-0.2%pt	0.8%pt	警察庁					
		外出時の障害として道路の段差等を挙げる高齢者・障害者の割合	%	-	-	-	-	-	-	-	-			内閣府					
		1次アウトカム																	
		(イ) 駐車違反に対する取締の強化等																	
		インプット	百万円	6	6	6	6	4	4	4	3	-25.0%	-31.3%	警察庁					
		アウトプット	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	-15.8%	-16.9%	警察庁					
		1次アウトカム	%	-	-	-	15.2	-	-	-	-			警察庁					

1 (1)ウ	人口10万人当たりの横断中の高年齢歩行者(第1・第2当事者)の交通事故件数	40.59	38.23	35.91	33.50	32.48	30.89	29.62	27.74	-14.6%	-13.4%	警察庁
	人口10万人当たりの横断中の高年齢歩行者の交通事故死者数	2.92	2.89	2.66	2.45	2.42	2.20	2.09	1.83	-24.5%	-18.8%	警察庁
	人口10万人当たりの横断中の高年齢歩行者の交通事故負傷者数	38.00	35.66	33.51	31.31	30.35	28.94	27.80	26.14	-13.9%	-12.9%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の高年齢歩行者(第二当事者)の交通事故件数	2,423	2,389	2,347	2,270	2,324	2,247	2,253	2,090	-10.1%	-5.1%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の高年齢歩行者(第二当事者)の交通事故死者数	56	66	55	48	57	43	49	47	-17.5%	-13.1%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の高年齢歩行者(第二当事者)の交通事故負傷者数	2,366	2,322	2,292	2,220	2,265	2,203	2,203	2,042	-9.8%	-4.9%	警察庁
	人口10万人当たりの横断中の歩行者(第1・第2当事者)の交通事故件数	29.83	28.80	27.09	25.34	24.95	23.52	23.07	21.68	-13.1%	-11.8%	警察庁
	人口10万人当たりの横断中の歩行者の交通事故死者数	0.92	0.90	0.86	0.81	0.82	0.74	0.72	0.66	-20.1%	-15.0%	警察庁
	人口10万人当たりの横断中の歩行者の交通事故負傷者数	29.44	28.43	26.74	25.03	24.60	23.24	22.77	21.44	-12.8%	-11.7%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の歩行者(第二当事者)の交通事故件数	8,295	8,055	7,514	7,033	6,925	6,578	6,658	6,141	-11.3%	-9.8%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の歩行者(第二当事者)の交通事故死者数	70	87	67	65	69	51	57	60	-13.0%	-16.4%	警察庁
	生活道路(幅員5.5m未満の道路)における横断中の歩行者(第二当事者)の交通事故負傷者数	8,210	7,958	7,435	6,957	6,848	6,517	6,595	6,073	-11.3%	-9.7%	警察庁
	車いす関連事故件数	151	141	139	139	126	121	120	133	5.6%	-7.4%	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt.」にて計算。

注2: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25 27 28 30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減率。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	
平成28年度から令和元年度までに行なった施策を踏まえた評価	
<p>(ア) 平坦性が確保された幅の広い歩道等の積極的な整備等 ・平成28年度から令和元年度の間、特定交通安全施設等整備事業において、音響式信号機等を整備し、障害者等の安全な横断経路を確保することで、事故件数、死者数、負傷者数の減少など交通事故抑止効果があった。(警察庁) ・高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺の広い歩道の幅の広い歩道等の整備を推進するとともに、特定道路の指定を拡大した。(国土交通省)</p> <p>(イ) 駐車違反に対する取締の強化等 ・横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを推進するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ取締りを推進し、平成28年から30年までの3年間で379万1233件の放置車両確認標章の取付を実施した。今後も引き続き適切な取締りを推進していく。(警察庁)</p>	
備考	
「高齢者の日常生活に関する意識調査」にて5年に一度調査している。次回は、再来年度実施予定。	

1. 道路交通環境の整備
 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

計画に記載されている概要

・高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化の推進
 ・生活道路における車両速度の抑制や通過交通を排除等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁
			種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30				
	生活道路 歩行者 高齢者	国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	予算の内 年度数	国土交通省	
		国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	予算の内 年度数	国土交通省	
	○	国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	予算の内 年度数	国土交通省	
		高規格幹線道路の整備延長(ストック)	km	-	-	-	-	-	11,404	11,604	11,882			年度	国土交通省	
		高速道路の分担率 高規格幹線道路、都市高速、 地域高規格道路	%	-	-	-	-	-	-	-	20			年度	国土交通省	
		1次アウトカム		-	-	-	-	-	-	-	20			平成27年 調査	国土交通省	

注：「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行なった施策を踏まえた評価

・高規格幹線道路(自動車)の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進した。(国土交通省)
 ・高規格幹線道路等、事故率の低い道路の利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通の進入抑制を図り、歩行者、自転車中心の道路交通を形成した。(国土交通省)

施策名	1. 道路交通環境の整備
	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
	ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点消作戦)の推進

計画に記載されている概要

事故ゼロプラン(事故の危険性が高い特定の区間の選定、地域住民への事故危険区間の注意喚起、事故要因に即した効果の高い対策の立案・実施等)の策定

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁	
					23	24	25	26	27	28	29	30	27	28				29
高齢者・歩行者・自転車・生活道路			インプット	国土交通省の予算	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	予算の内 年度数	国土交通省			
				道路関係予算(国費)														
				国土交通省の予算	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%			-1.3%	予算の内 年度数	国土交通省
				社会資本整備総合交付金(国費)														
				国土交通省の予算	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%			2.9%		
アウトプット			事故危険箇所の箇所数(ストック)	-	-	3,490	-	-	-	3,125	-	-	年度	国土交通省				
			1次アウトカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-			
			事故危険箇所における死傷事故抑止率	%	-	-	-	-	-	44	40	-	年	国土交通省				

注: '27 30'は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30'は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			ビッグデータを活用した交通安全対策立案
さめ細かな対策			ビッグデータを活用した潜在的な危険箇所の把握
地域ぐるみの対策			「市民参加・市民との協働」などにより、重点的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点消作戦)」を推進

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

特に事故の発生割合の高い幹線道路の区間やビッグデータの活用により明らかになった潜在的な危険区間等を「事故危険箇所」に指定し、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置、防護柵・区画線等の設置、道路照明・視線誘導標等を設置するなど、集中的な交通事故対策を推進した。(国土交通省)

対策の効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより効果的・効果的に交通安全対策を実施できるよう、「選択と集中」、「市民参加・市民との協働」により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点消作戦)」を推進した。(国土交通省)

備考	
平成25年7月指定、平成29年1月指定	平成28年度の実績データは、事故危険箇所(平成25年7月指定)に対する当該年度までの死傷事故抑止率。

施策名	1. 道路交通環境の整備
	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

計画に記載されている概要

・交通管制エリアの拡大
・信号機の集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良
・光ビーコンの整備拡充等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)	増減率(%)		備考	担当 府省庁							
				27 注	25~27 28~30 注									
1 (4)オ	生活道路 自転車 歩行者 高齢者	インプット	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30	年 ・ 年度	警察庁
			警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	
	アウトプット	特定交通安全施設等整備事業 (国費補助事業)による信号機 改良等の事業実施数(フロー)	件	-	-	-	-	4,718	4,523	4,137	3,975	-15.7%		警察庁
		高度化光ビーコン数(ストック)	基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	45.6%	63.8%	警察庁
	1次アウト カム	信号機の改良等による交通状 況の改善数(改良した信号機の 数)	件	-	-	-	4,718	4,523	4,137	3,975	-15.7%		警察庁	
		信号機の改良等により抑止され ていると推計される死傷事故件 数	件	-	-	-	4,348	4,221	3,800	3,777	-13.1%		警察庁	
	2次アウト カム	信号制御の改良により短縮され ていると推計される対策実施箇 所の通過時間	千人時間	-	-	-	5,662	4,004	4,143	2,215	-60.9%		警察庁	
		信号制御の改良により抑止され ていると推計されるCO2の排出 量	t-CO2年	-	-	-	9,636	6,995	7,115	3,825	-60.3%		警察庁	
	その他の 影響													

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・平成28年度から令和元年度までの間に、特定交通安全施設等整備事業において、複数の信号機を相互に連動させるプログラム多段系統化等の信号機改良を行うことにより、事故件数、死者数、負傷者数が減少するとともに、通過時間が短縮されるなど、安全で快適な道路交通の確保を図った。(警察庁)

備考

各項目の数値は、「交通安全施設の効果測定」により1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況、交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計的に処理して死傷事故抑止、通過時間の短縮効果及び二酸化炭素抑止効果の各係数(アウトカム係数)を算出して、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの効果を累計したものである。
単位の「千人時間」は、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

施策名	1. 道路交通環境の整備
	(8) 自転車利用環境の総合的整備

計画に記載されている概要

安全で快適な自転車利用環境の整備
 ・自転車等の駐車対策の推進等

第10次計画における位置付け	施策群	生活道路 自転車 歩行者 子供 高齢者	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 25~27 28~ 30 注	年・年度	備考	担当府省庁
					23	24	25	26	27	28	29	30						
					27	28	29	30										
			ア 安全で快適な自転車利用環境の整備															
			警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,160	17,717	17,550	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度数	警察庁		
			国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	予算の内 年度数	国土交通省		
			インプット 国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	予算の内 年度数	国土交通省		
			国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	予算の内 年度数	国土交通省		
			普通自転車の歩道通行区分(ストック)	km	836.9	895.0	986.7	1,052.7	1,080.7	1,061.7	1,077.7	1,057.8	-2.1%	2.5%		警察庁		
			アウトプット 自転車専用通行帯の規制延長(ストック)	km	257.3	297.2	341.1	415.0	409.8	439.1	473.6	483.1	17.9%	19.7%		警察庁		
			自転車道の道路延長(ストック)	km	-	-	-	-	-	150	160	160				国土交通省		
			イ 自転車等の駐車対策の推進															
			内閣府の予算	百万円	6	-	7	-	5	-	-	-				内閣府		

インプット	国土交通省の予算	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572	-1.5%	-1.3%	年度	予算の内 数 H23,24は 社会資本 整備総合 交付金とし て切り分け られないた め未記入	国土交通省
アウトプット	自転車駐輪場等の整備箇所数 (ストック)	箇所	10,383	12,450	-	13,316	-	13,810	-			年度		内閣府(平成2 7年度まで) 国土交通省(平 成28年度以降)
1次アウト カム	自転車の撤去台数	台	176,521	122,997	-	81,098	1,224,967	-	-			年度		内閣府(平成2 7年度まで) 国土交通省(平 成28年度以降)
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者)の交 通事故件数	件	1,115	1,012	1,046	1,055	849	1,029	1,197	13.5%	-1.6%	年		警察庁
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者)事故 による交通事故死者数	人	3	1	-	1	2	1	1	0.0%	33.3%	年		警察庁
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者)事故 による交通事故負傷者数	人	1,134	1,044	1,066	1,079	866	1,054	1,226	13.6%	-1.5%	年		警察庁
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者、高齢 者)の交通事故件数	件	367	318	343	332	285	355	379	14.2%	2.6%	年		警察庁
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者、高齢 者)事故による交通事故死者数	人	1	-	-	1	-	1	-		0.0%	年		警察庁
○	歩道における自転車(第1当事 者)対歩行者(第2当事者、高齢 者)事故による交通事故負傷者 数	人	375	323	349	339	290	358	385	13.6%	2.1%	年		警察庁
○	生活道路(幅員5.5m未満の道 路)における自転車(第1当事 者)の交通事故件数	件	9,831	9,526	8,225	7,089	6,612	6,952	6,737	-5.0%	-16.1%	年		警察庁

1. 道路交通環境の整備
 (9) 高度道路交通システムの活用

計画に記載されている概要

産・官・学の連携を図りながら、研究開発、フィールドテスト、インフラの整備、普及及び標準化に関する検討等の推進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁	
					23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注					
		生活道路	道路交通情報通信システムの整備																
		歩行者	警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁			
		自転車	国土交通省の予算	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	予算の内 年度 数	国土交通省			
		高齢者	道路関係予算(国費)																
		子供	国土交通省の予算	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	予算の内 年度 数	国土交通省			
		位置付け	社会資本整備総合交付金(国費)																
			国土交通省の予算	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	予算の内 年度 数	国土交通省			
			防災・安全交付金(国費)																
			高度化光ビーコン数(ストック)	基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	45.6%	63.8%	年度	警察庁			
			電波ビーコン数(ストック)	基	-	-	-	-	-	3,600	3,600	3,700			年度	国土交通省			
			1次アウトカム	万台	3,367	3,756	4,209	4,626	5,029	5,452	5,895	6,344	26.1%	27.6%	一般財団 法人道路 交通情報 センターの 把握してい るVICS車 載器出荷 台数 年度	国土交通省 警察庁			
			新交通管理システムの推進																
			警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁			
			高度化光ビーコン数(ストック)	基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	45.6%	63.8%	年度	警察庁			
			交通事故防止のための運転支援システムの推進																

インプット	警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,550	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁
	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-			年度	国土交通省
	経済産業省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-			年度	経済産業省
	総務省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-			年度	総務省
アウトプット	安全運転支援システム(DSSS)を導入している都道府県数(ストック)	件	-	1	1	3	3	5	8	8	166.7%	200.0%	年度	警察庁
エ ETC2.0の展開														
インプット	国土交通省の予算	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	年度	国土交通省
1次アウトカム	ETC2.0車載器の利用率	%	-	-	-	-	-	12.4%	16.1%	18.7%			年度	国土交通省
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進														
インプット	警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,550	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁
アウトプット	公共車両優先システム(PTPS)を導入している都道府県数(ストック)	都道府県	40	40	40	40	40	41	40	40	0.0%	0.8%	年度	警察庁
1次アウトカム	PTPSの対応車両数(ストック)	者	-	10,229	10,153	10,083	10,084	10,485	11,087	10,532	4.4%	5.9%	年度	警察庁

注：'27～'30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「'25～'27」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備
きめ細かな対策		
地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

ア 道路交通情報通信システムの整備

・道路交通情報通信システム(VICS)について、サービスエリアの拡大、道路交通情報の充実、システムの高度化に向け、高度化光ビーコン・通信情報基盤の整備を全国の主要都市等において推進した。(警察庁)

イ 新交通管理システムの推進

・システムの充実、キーインフラである高度化光ビーコンの整備等の施策の推進を図った。(警察庁)

ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

・路側インフラからの情報に加えて自車の位置、速度等の情報に基づき、車載機が運転者への情報提供の要否及びタイミングを判断し、音声や画像等で運転者に注意を促す安全運転支援システム(DSS)の導入・整備した。(警察庁)

エ ETC2.0の展開

・平成27年8月より本格的に車載器の販売が開始されたETC2.0は、令和元年10月時点で、442万台が出荷されている。ETC2.0では、事故多発地点、道路状の落下物等、注意喚起等に関する情報を提供する事で安全運転を支援するほか、収集した速度データや、利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用して、賢い物流など、道路を賢く使う取組を推進していく。(国土交通省)

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

・環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共車両優先システム(PTPS)の整備を行った。(警察庁)

1. 道路交通環境の整備
 (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

計画に記載されている概要

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁		
			単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27注				28~30注	
	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称															
		災害に備えた道路の整備 ・災害に強い交通安全施設等の整備 ・災害発生時における交通規制 ・災害発生時における情報提供の充実															
		ア 災害に備えた道路の整備															
		国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%				国土交通省
		インプット 国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%				国土交通省
		国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%				国土交通省
		全国の緊急輸送道路の総延長(ストック)	km	-	-	-	-	-	-	-	101,949						国土交通省
		アウトプット 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	%	-	-	-	-	-	77	78	79						国土交通省
		道路斜面等の要対策箇所の対策率	%	-	-	-	-	-	68	69	71						国土交通省
		イ 災害に強い交通安全施設等の整備															
		インプット 警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,550	18,128	-0.2%	-4.0%				警察庁
		交通情報板の整備数(ストック)	基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	-2.4%	-2.5%				警察庁
		監視用テレビの整備数(ストック)	台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3.2%	1.4%				警察庁
		アウトプット 情報収集集提供装置の整備数(ストック)	基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	-1.2%	-0.6%				警察庁
1 (11)		自動起動型信号機電源付加装置の設置数(ストック)	基	4,804	5,708	6,678	7,563	8,119	8,625	9,025	9,532	17.4%	21.6%				警察庁

ウ 災害発生時における交通規制														
インプット	警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁
	交通情報板の整備数(ストック)	基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	-2.4%	-2.5%	年度	警察庁
アウトプット	監視用テレビの整備数(ストック)	台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3.2%	1.4%	年度	警察庁
	情報収集提供装置の整備数(ストック)	基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	-1.2%	-0.6%	年度	警察庁
エ 災害発生時における情報提供の充実														
インプット	警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	予算の内 年度 数	警察庁
	交通情報板の整備数(ストック)	基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	-2.4%	-2.5%	年度	警察庁
アウトプット	監視用テレビの整備数(ストック)	台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3.2%	1.4%	年度	警察庁
	情報収集提供装置の整備数(ストック)	基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	-1.2%	-0.6%	年度	警察庁
	環状交差点の整備数(ストック)	箇所	-	-	-	43	55	65	75	87	58.2%	54.4%	年度	警察庁

注：「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25～27 28～30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		内容(事例等)
種類	該当	
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
ア 災害に備えた道路の整備	地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。(国土交通省)
イ 災害に強い交通安全施設等の整備	信号機の滅灯による道路交通の混乱を防止するため、各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点に連絡する道路等における信号機電源付加装置の整備を推進した。(警察庁)
	オンライン接続された各都道府県警察の交通管制システムから詳細な交通情報をリアルタイムに警察庁に収集する広域交通管制システムを災害時の広域的な交通管理に活用した。(警察庁)

<p>ウ 災害発生時における交通規制 ・災害時の対応力の向上等が見込まれる環状交差点を適切な箇所へ導入した。(警察庁)</p>	<p>エ 災害発生時における情報提供の充実 ・民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に通行実績情報等の交通情報を提供するためのシステムを整備・運用した。(警察庁)</p>
--	---

1. 道路交通環境の整備
(12) 総合的な駐車対策の推進

計画に記載されている概要

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)		備考	担当府省庁			
			種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27	30注			25~27	28~30注	
					6	6	6	6	4	4	4	3	-43.6%	2.6%					
		ア きめ細かな駐車規制の推進																	
	生活道路 自転車 歩行者 高齢者	インプット	百万円	6	6	6	6	6	4	4	4	4	3	-43.6%	-30.9%				警察庁
		警察庁の予算		3,652.4	3,687.0	3,710.7	3,732.3	3,778.8	3,845.8	3,833.7	3,830.2	1.4%	2.6%						警察庁
		駐車禁止の延長距離(ストック)	km	157,429.6	157,598.9	157,701.8	158,196.0	158,056.8	161,857.4	162,783.1	162,597.4	2.9%	2.8%						警察庁
		駐車禁止(区間)の延長距離(ストック)	km	7,983.8	7,930.4	7,927.6	7,939.9	7,948.2	8,010.3	8,144.5	8,132.9	2.3%	2.0%						警察庁
		駐車禁止(区域)の延長距離(ストック)	km	101.7	101.3	101.6	101.0	101.8	98.9	103.7	101.5	-0.3%	-0.1%						警察庁
		駐車禁止(貨物を除く)の延長距離(ストック)	km	5.1	5.1	5.2	5.3	5.2	4.6	6.5	6.6	26.9%	12.7%						警察庁
		アウトプット		20,185.5	19,766.5	19,248.1	19,402.4	19,379.3	19,415.9	19,246.6	18,570.9	-4.2%	-1.4%						警察庁
		駐車禁止(二輪を除く)の延長距離(ストック)	km	2.8	3.0	1.8	2.0	2.8	2.8	2.9	2.7	-3.6%	27.3%						警察庁
		駐車禁止(二輪駐車可)の延長距離(ストック)	km	475.4	378.6	320.6	430.2	111.1	204.3	98.4	428.5	285.7%	-15.2%						警察庁
		駐車規制見直しの延長距離(規制の解除・緩和)	km	1,943.439	1,835.404	1,664.504	1,499.283	1,394.977	1,329.894	1,285.596	1,174.633	-15.8%	-16.9%						警察庁
		1次アウトカム	件																

イ 違法駐車対策の推進 (ア) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りの推進等																
インプット	警察庁の予算		6	6	6	6	6	6	4	4	4	3	-43.6%	-30.9%	出張検査場における車検拒否制度の運用	警察庁
アウトプット	確認事務の民間委託規模の状況(フロー)	件	384 警察庁において、60法人に委託	387 警察庁において、62法人に委託	389 警察庁において、58法人に委託	393 警察庁において、58法人に委託	397 警察庁において、55法人に委託	407 警察庁において、54法人に委託	406 警察庁において、53法人に委託	411 警察庁において、51法人に委託						警察庁
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633						警察庁
イ 違法駐車対策の推進 (イ) 使用者責任の追及等																
インプット	警察庁の予算		6	6	6	6	6	4	4	4	3	-43.6%	-30.9%	出張検査場における車検拒否制度の運用	警察庁	
アウトプット	滞納処分徴収件数(フロー)	件	15,736	17,086	16,549	17,177	16,311	16,427	14,933	13,976						警察庁
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633						警察庁
ウ 駐車場等の整備 (ア) 駐車場整備計画の策定等																
インプット	国土交通省の予算	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572						予算の内 数 H23.24は	国土交通省
アウトプット	駐車場整備計画の策定件数(ストック)	件	-	-	-	-	-	-	-	87						国土交通省
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633						警察庁
ウ 駐車場等の整備 (イ) 附属義務駐車施設等の整備促進																
インプット	国土交通省の予算	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572						予算の内 数 H23.24は	国土交通省
アウトプット	自動車1万台当り駐車場台数(ストック)	台	586.0	622.3	623.8	631.9	645.4	656.0	668.6	683.6					対象駐車場は、駐車場法における都市計画駐車場、附属義務駐車施設及び路上駐車場	国土交通省
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633						警察庁
ウ 駐車場等の整備 (ウ) パークアンドライド等の普及のための環境整備																
インプット	国土交通省の予算	百万円	-	903,136	912,362	901,805	898,332	893,958	888,572						予算の内 数 H23.24は	国土交通省
アウトプット	パークアンドライドの整備箇所	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-						国土交通省
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	件	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633						警察庁

工 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚												
インプット	警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
アウトプット	地域交通安全活動推進委員の委嘱数(フロー)	18,943	18,859	18,775	18,619	18,439	18,296	17,991	17,660	-4.2%	-3.4%	警察庁
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	-15.8%	-16.9%	警察庁
オ ハード・ソフトウェア体となった駐車対策の推進												
インプット	警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
アウトプット	駐停車禁止	3,652.4	3,687.0	3,710.7	3,732.3	3,778.8	3,845.8	3,833.7	3,830.2	1.4%	2.6%	警察庁
アウトプット	駐停車禁止(区間)	157,429.6	157,598.9	157,701.8	158,196.0	158,056.8	161,857.4	162,783.1	162,597.4	2.9%	2.8%	警察庁
アウトプット	駐停車禁止(区域)	7,983.8	7,930.4	7,927.6	7,939.9	7,948.2	8,010.3	8,144.5	8,132.9	2.3%	2.0%	警察庁
1次アウトカム	放置車両確認標章取付件数(フロー)	1,943,439	1,835,404	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	-15.8%	-16.9%	警察庁
2次アウトカム	車両単独(対駐車車両)の交通事故件数	1,346	1,284	1,200	1,079	976	832	892	811	-16.9%	-22.1%	警察庁
2次アウトカム	車両単独(対駐車車両)による交通事故死者数	45	69	58	32	44	35	37	26	-40.9%	-26.9%	警察庁
その他の影響	車両単独(対駐車車両)による交通事故負傷数	1,587	1,505	1,390	1,267	1,129	996	1,069	960	-15.0%	-20.1%	警察庁
その他の影響	駐(停)車禁止規制実施箇所	248,231	248,651	249,139	249,093	249,816	249,239	247,968	247,848	-0.8%	-0.4%	警察庁

注：「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25～27 28～30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当 内容(事例等)
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみでの対策	地域住民の意見要望を十分に踏まえ、踏まえた駐車規制の点検・改善

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

ア きめ細かな駐車規制の推進
 ・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進した。(警察庁)
 ・二輪車の駐車需要が満たされていない地域については、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して二輪車の駐車場の整備を働き掛けているほか、地域の交通実態等に応じ、対象を二輪車に限定して駐車可とするなど、きめ細かな対応に努めている。(警察庁)

<p>イ 違法駐車対策の推進 (ア) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進した。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要がある・悪質性・危険性・迷惑性・迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進した。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要がある。と認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応した。今後も道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進していく。(警察庁)</p>
<p>イ 違法駐車対策の推進 (イ) 使用者責任の追及等 ・運転者の責任を追及できない放置車両について、車両の使用者に対する放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令を実施したほか、放置違反金未納者に対する滞納処分を平成28年から30年までの3年間で4万5,336件実施するなど、使用者責任を追及した。今後も道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進していく。(警察庁)</p>
<p>ウ 駐車場等の整備 (ア) 駐車場整備計画の策定等 平成30年度に駐車場整備に関する調査のポイント等をとりまとめた「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を策定した。近年、新規に駐車場整備計画を策定する傾向は見受けられないものの、必要に応じて既存の計画の改正が実施されているところ、引き続き、地域の駐車場の需給特性を踏まえた駐車場整備計画等の適切な見直しを促進していく必要がある。(国土交通省)</p>
<p>ウ 駐車場等の整備 (イ) 附置義務駐車施設等の整備促進 毎年開催している全国駐車場政策担当者会議等を通じて働きかけにより、附置義務駐車施設を中心に、駐車場の供用台数は着実に増加している。一方で、近年、自動車保有台数の伸びが鈍化した中、各市町村においても、駐車場の需給状況については様々な状況を呈しているところ、今後は、地域や建築物の特性に合わせた附置義務の適正化を促進していく必要がある。(国土交通省)</p>
<p>ウ 駐車場等の整備 (ウ) バークアンドライド等の普及のための環境整備 まちなかにおける自動車の駐車場の入出庫に伴う自動車と歩行者等との錯綜を抑制するため、平成30年度に「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を策定し、例えば歩行者中心のエリアの周縁部(フリンジ)に駐車場を移転・集約するなど、歩行者等の通行の安全の確保に資する駐車場施策を促進した。引き続き、歩行者中心の「居心地が良く歩きたくなく」まちづくりに向けて、まちなかエリアにおける駐車場の配置適正化を促進していく必要がある。(国土交通省)</p>
<p>エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 ・違法駐車の排除等に関し、関係機関・団体と密接な連携を図り、国民への広報・啓発活動を推進した。(警察庁) ・地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車排除の気運の醸成・高揚を図った。(警察庁)</p>
<p>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 ・必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公共団体や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進した。今後も道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進していく。(警察庁)</p>

施策名	1. 道路交通環境の整備 (13) 道路交通情報の充実	
	計画に記載されている概要	

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)			備考	担当 府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28	29	25~27 28~ 30 注			
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28	29	注			
		ア 情報収集・提供体制の充実		15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	警察庁	予算の内 年度 数			
		警察庁の予算	千円															
		国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	国土交通省	予算の内 年度 数			
		インプット																
		国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国 費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	国土交通省	予算の内 年度 数			
		国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	国土交通省	予算の内 年度 数			
		交通情報板の整備数(ストック)	基	3,646	3,639	3,650	3,654	3,598	3,578	3,542	3,510	-2.4%	-2.5%	警察庁				
		監視用テレビの整備数(ストック)	台	2,990	3,000	3,008	3,029	3,015	3,044	3,023	3,111	3.2%	1.4%	警察庁				
		アウトプット																
		情報収集提供装置の整備数(ス トック)	基	57,196	57,069	57,881	58,096	58,047	57,940	57,697	57,344	-1.2%	-0.6%	警察庁				
		高度化光ビーコン数(ストック)	基	-	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	45.6%	63.8%	警察庁				
		電波ビーコン数(ストック)	基	-	-	-	-	-	3,600	3,600	3,700			国土交通省				
		1次アウト カム	万台	3,367	3,756	4,209	4,626	5,029	5,452	5,895	6,344	26.1%	27.6%	国土交通省 警察庁	一般財団 法人道路 交通情報セ ンターの把 握している VICS車載 器出荷台 数			

1	(13)	イ I.T.S.を活用した道路交通情報の高度化														
		国土交通省の予算 道路関係予算(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,663,694	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	年度	予算の内 数	国土交通省
		国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費)	百万円	1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%	年度	予算の内 数	国土交通省
		インプット 国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%	年度	予算の内 数	国土交通省
		総務省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度		総務省
		警察庁の予算	百万円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	年度		警察庁
		アウトプット ITSスポット	件	1,600										年度		国土交通省
		アウトプット 高度化光ビーコン数(ストック)	基	-	5,829	8,563	10,147	11,983	13,428	14,777	14,777	45.6%	63.8%	年度		警察庁
		1次アウト カム	%	-	-	-	-	-	12.4%	16.1%	18.7%			年度		国土交通省
		ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進														
		インプット 警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度		警察庁
		アウトプット 道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する指導・監督の件数	件	0	0	0	0	0	0	1	0			年度		警察庁
		エ 分かりやすい道路交通環境の確保														
		インプット 警察庁の予算	千円	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	年度		警察庁
		アウトプット 大型固定標識等の整備数(ストック)	本	374,283	370,455	366,594	355,824	351,329	335,651	325,697	321,274	-8.6%	-8.5%	年度		警察庁
		アウトプット 路側可変標識の整備数(ストック)	本	6,520	6,315	6,095	5,927	5,750	5,638	5,626	5,449	-5.2%	-6.0%	年度		警察庁
		1次アウト カム	件	-	-	-	-	-	-	-	-			年度		警察庁

注: '27 '30'は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 '28~30'は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		
種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策		安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備
平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価		
ア 情報収集・提供体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制情報のデータベース化として、平成27年度に、共通フォーマットを基にして、自動運転システムで交通規制情報を活用するために必要な水準を満たす「標準フォーマット」を策定し、平成30年3月に各都道府県警察に対して、令和3年3月までに交通規制情報管理システムの標準フォーマットの導入・整備を推進した。(警察庁)
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化		<ul style="list-style-type: none"> ・路側インフラからの情報に加えて自車の位置、速度等の情報に基づき、車載機が運転者への情報提供の要否及びタイミングを判断し、音声や画像等で運転者に注意を促す安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備した。(警察庁) ・ITSの一環として、運転者に渋滞状況等を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、全国の高速度道路を中心に設置されたETC2.0路側機を活用し、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報提供の高度化を図り、交通の安全と円滑化に向けた取組を推進した。(国土交通省)
ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報を提供した事業者に対する勧告措置等を規定した道路交通法(昭和35年法律第105号)及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針(平成14年国家公安委員会告示第12号)に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図るなどにより、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進した。(警察庁)
エ 分かりやすい道路交通環境の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な箇所に視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備をしたことで、当該道路の事故件数、死者数、負傷者数の減少など交通事故抑止効果があった。(警察庁)

2. 交通安全思想の普及徹底
 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

計画に記載されている概要

高齢者への交通安全教室等の開催等 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)	増減率(%)			年・年度	備考	担当府省庁					
				27注	28	25~27注								
	高齢者	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30			
	歩行者	内閣府の予算	百万円	14	14	14	5	6	6	5	7	16.7%	-28.0%	内閣府
	自転車	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	0.0%	0.0%	警察庁 予算の内 数
	生活道路	シルバリーダーの人数(ストック)	人	198	176	245	83	111	79	100	99	-10.8%	-36.7%	内閣府
		内閣府が実施した高齢者に対する交通安全教育実施箇所数(フロー)	箇所	15	12	15	-	-	-	-	-			内閣府
		内閣府が実施した高齢者に対する交通安全教育参加者数(フロー)	人	477	334	388	-	-	-	-	-			内閣府
		高齢者を対象にした交通安全教育の実施回数(内閣府事業(フロー))	回	4	4	7	2	2	2	2	2	0.0%	-45.5%	内閣府
		アウトプット	回	53,254	52,345	48,830	53,419	55,367	58,816	61,739	57,802	4.4%	13.2%	警察庁
		高齢者に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	人	2,869,739	2,658,060	2,318,414	2,291,073	2,323,477	2,246,821	2,292,643	2,177,748	-6.3%	-3.1%	警察庁
		警察官、又は警察が関与したボランティア等が実施した高齢者宅訪問活動実施回数(フロー)	万回	約331	約332	約388	約394	約434	約414	約408	約409			警察庁
		警察官、又は警察が関与したボランティア等が実施した高齢者宅訪問活動の参加者数(フロー)	万人	約438	約416	約476	約488	約535	約506	約509	約502			警察庁
		シルバリーダーが開催した交通安全教育の実施回数	回	196	119	244	95	52	50	94	調査予定			内閣府

1次アウトカム	高年齢者交通安全指導員講習会参加後に指導員として講習会を実施した割合	60.0	52.0	46.4	-	-	-	-	-	-	-	年度	内閣府
2 (1) カ	高年齢者の交通安全意識	53.8%	69.2%	78.7%	60.0%	55.6%	57.7%	71.9%	調査予定	-	-	年度	内閣府
	交通安全教育に参加した高年齢者(歩行中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故件数	件	-	-	-	-	-	332	348	年	警察庁		警察庁
	交通安全教育に参加した高年齢者(歩行中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故死者数	人	-	-	-	-	-	25	25	年	警察庁		警察庁
	交通安全教育に参加した高年齢者(歩行中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故負傷数	人	-	-	-	-	-	305	321	年	警察庁	平成28年以前の交通安全教育の有無に関する統計データは存在しない	警察庁
	交通安全教育に参加した高年齢者(自転車乗用中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故件数	件	-	-	-	-	-	1464	1521	年	警察庁		警察庁
	交通安全教育に参加した高年齢者(自転車乗用中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故死者数	人	-	-	-	-	-	36	29	年	警察庁		警察庁
その他の影響	交通安全教育に参加した高年齢者(自転車乗用中)(第1・第2当事者)の生活道路(幅員5.5m未満の道路)における法令違反有の交通事故負傷数	人	-	-	-	-	-	1347	1419	年	警察庁		警察庁
	高齢者の外出												内閣府
	高齢者の交流												内閣府
	生きがいを持つ高齢者												内閣府

注: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進	
さめ細かな対策	
地域ぐるみの対策	

内容(事例等)

高齢者の交通事故分析結果を公表(警察庁)
 交通ボランティア、医療機関、福祉機関関係者等と連携した交通安全教育を実施(警察庁)

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・高齢者に対し、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又運転者としての交通行動に及ぼす影響
 ・運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的な技能と交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を実施した。(警察庁)
 ・関係団体、交通ボランティア、医療機関、福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室を開催した。(警察庁)
 ・交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に街頭における指導等高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全確保に努めた。(警察庁)
 ・平成30年中の65歳以上の交通事故による死者数は1,966人と減少傾向にあるが、死者全体に占める割合は56.7%と高い水準にあり、引き続き、高齢者に対する交通安全教育を推進していく必要がある(警察庁)。

・シルバリーリーダーによる講習会は、平成29年度までは「高齢者安全運転推進協力者養成事業」、平成30年度からは「高齢者交通安全推進事業」として行っている。講習会出席者には受講後1年間の活動をアンケート調査している(平成30年度は調査中)。その中で、講習会出席者には受講後、1年以内に地元で高齢運転者を対象とした講習会を、開催した人数、総開催数、参加者総数は、

○平成28年度	26名	50回	262名
○平成29年度	32名	41回	534名

となっており、当初の受講者をはるかに超える人数の高齢運転者に研修内容が伝達されている。毎年、地方自治体から開催希望が複数寄せられているが、予算が継続して削減されており、東京から遠方の自治体での開催が困難となりつつある。(内閣府)

備考

シルバリーリーダーによる講習会は、老人クラブのような既存の集まりだけでなく、近隣住民を主体的に集め、開催しているケースもあり、より高齢者同士が外出、交流する機会が増えていると考えられる。(内閣府)
 シルバリーリーダーへのアンケートより、「自分のためにも高齢者のためにも講習を受けてよかった」といった感想が寄せられるなど、活動を通じて、人の役に立つという生きがいを感じる高齢者がいる。(内閣府)

2. 交通安全思想の普及徹底
 (2) 効果的な交通安全教育の推進

計画に記載されている概要

- 交通安全教育を行う機関・団体間の資機材の貸与、講師の派遣
- 交通安全教育指導者の養成・確保
- 教育機材の充実、映像記録型ドライブレコーダーにより得られた事故情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 注1	年・ 年度	備考	担当 府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28~ 30 注2				
	高齢者			-	-	12	13	13	12	11	6	-53.8%	-23.7%	年度		内閣府	
	子供			11	9	7	7	7	7	7	7	0.0%	0.0%	年度	警察庁		
	自転車			97	370	344	237	274	289	266	225	-17.9%	-8.8%	年度	予算の内 数	文部科学省	
	歩行者			-	-	約197	約203	約210	約214	約213	約210			年度	警察庁		
	生活道路			-	-	約1,590	約1,592	約1,669	約1,632	約1,590	約1,593			年度	警察庁		
		交通安全教育の実施回数	千回														
		交通安全教育の参加者数	万人														
		教育委員会等の関係機関に対する研修会の回数(文部科学省)(フロー)	回	2	2	2	2	2	2	2	2	0.0%	0.0%	年度	文科省が 実施した研 修会の回 数	文部科学省	
		アウトブット	件	26	49	47	55	56	54	56	50	-10.7%	1.3%	年度	文科省事 業の支援を 受けて教育 委員会が 開催した研 修会の回 数	文部科学省	

	小学生に対する交通安全教育の回数(フロー)	37,932	41,354	39,535	40,266	41,175	41,045	39,899	39,867	-3.2%	-0.1%	年度	警察庁
	小学生に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	5,132,110	4,538,880	4,113,354	4,207,314	4,484,845	4,501,834	4,256,494	4,122,680	-8.1%	0.6%	年度	警察庁
	中学生に対する交通安全教育の回数(フロー)	6,148	6,910	6,085	6,371	6,426	6,145	6,128	6,570	2.2%	-0.2%	年度	警察庁
	中学生に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	1,253,802	1,324,001	1,173,954	1,235,143	1,285,689	1,186,129	1,157,471	1,144,183	-11.0%	-5.6%	年度	警察庁
1次アウトカム	学校で交通安全教育を実施した学校数(フロー)	37,762 (97.3%)	-	36,902 (99.6%)	-	36,325 (99.6%)	-	-	調査中			調査は原則隔年実施。	文部科学省
	子供の交通安全意識	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		内閣府
	法令違反有歩行中死傷者数	22,687	20,946	18,863	17,054	15,900	14,336	13,239	12,010	-24.5%	-23.6%	年	警察庁
	法令違反有歩行中死傷者割合	34.9	33.0	31.3	30.2	28.9	27.9	26.1	24.7	-4.2%pt	-3.9%pt	年	警察庁
	法令違反有自転車乗用中死傷者数	91,480	82,197	75,656	67,877	60,844	55,288	54,959	51,722	-15.0%	-20.7%	年	警察庁
	法令違反有自転車乗用中死傷者割合	64.9	63.7	64.0	64	63	63	63	63	-0.9%pt	-1.2%pt	年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故件数	-	-	-	-	-	-	7,286	7,044			年	警察庁
2次アウトカム	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故死者数	-	-	-	-	-	-	11	23			年	警察庁
	交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の交通事故負傷者数	-	-	-	-	-	-	7,113	6,852			年	警察庁

平成28年以前の交通安全数

種 類	該 当	件	-	-	-	-	-	11,273	12,416	年	育受講の有無に関する統計データは存在しない。	
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の法令違反の交通事故件数	-	-	-	-	-	-	-	-	11,273	12,416	年	警察庁
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の法令違反の交通事故死者数	-	-	-	-	-	-	-	-	423	461	年	警察庁
交通安全教育に参加した自転車乗用中・歩行中の子ども(第1・第2当事者)の法令違反の交通事故負傷者数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,689	11,788	年	警察庁

注1:評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減率。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種 類	内 容(事例等)
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	交通事故分析結果を活用した交通安全教育を実施(警察庁)
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
学校における交通安全教室(交通安全教室等)の講師となる教職員に対し、都道府県教育委員会等が実施する講習会の開催を「学校交通安全教室推進事業(委託事業)」により支援。本事業により平成26年から毎年、年間50回以上の交通安全教室を実施。平成31年度においては41都道府県で講習会が実施された。また、全国の小学校では99.9%の学校が交通安全について指導を実施しており、交通安全に対する教育についてはほとんどの学校で実施されているところ、今後さらなる教員の指導力の向上を図るため、引き続き本事業により支援を実施する必要がある。(文部科学省)	
毎年4月5月が小学生が被害者となる交通事故が多いことから、小学校低学年向け交通安全教室用リーフレットを作成し、全国の新一年生全員に配布している。今後も、一年生になった生徒を対象にリーフレットを配布し、啓発を継続していく必要がある。(文部科学省)	
各種研修会や学校安全ポータルサイトを活用して、教育委員会等に対して指導資料や事例の周知等を行った。毎月教育委員会に対して資料の更新、新たな施策の取組状況を確認し、他の教育委員会の参考となる事例を継続的に蓄積している。引き続き各種講習会、学校安全ポータルサイトの有効活用を推進していく。(文部科学省)	
交通安全教育を行うに当たって、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各種シミュレーターなどをを用いた参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用した。(警察庁)	
関係団体・企業等からの要請に応じ、交通安全教育の講師として警察官を派遣し、交通事故情報の提供及び交通安全教育用資器材の貸与等を行った。(警察庁)	
幼児・児童の死者・重傷者数は減少傾向にあるが、依然として子供が犠牲となる事故は発生しており、引き続き効果的な交通安全教育を推進していく必要がある。(警察庁)	

備 考	
平成26年度に、子供に対して、交通安全について普段どのくらい気を付けているか尋ねたところ、「いつも気を付けている」「少しは気を付けている」という回答が97.4%を占めた。	

施策名	2. 交通安全思想の普及徹底
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
	ア 交通安全運動の推進

計画に記載されている概要

交通安全運動の組織的・継続的な展開
 ・高齢者・子供の事故防止等の事項を設定し、地域に即した効果的な交通運動実施のための地域の重点の設定等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	年 度	備 考	担当 府省庁		
			23	24	25	26	27	28	29	30	27 注	28~ 30 注						
	生活道路 自転車 歩行者	種類・名称 単位	23	24	25	26	27	28	29	30								
		内閣府の予算 百万円	17	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	0.0%	0.0%		内閣府
		インプット 警察庁の予算 百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				警察庁
		文部科学省の予算 百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				文部科学省
		全国交通安全運動広報実施行 事数(フロー)	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	-	-	-	-				警察庁
		春の全国交通安全運動期間中 における警察官等の一日平均の 出動者数(フロー)	約30	約30	約30	約30	約28	約26	約26	約24								警察庁
		秋の全国交通安全運動期間中 における警察官等の一日平均の 出動者数(フロー)	約31	約31	約30	約27	約27	約25	約26	約24								警察庁
		アウトプット 全国交通安全運動に参加したボ ランティア等の活動人数(フロー)	1,791,336	2,009,687	2,461,927	1,849,598	1,902,658	1,563,093	1,435,920	1,615,042					-15.1%	-25.7%		内閣府
		全国交通安全運動ポスター配布 枚数(フロー)	117	125	126	129	133	132	144	148					11.3%	9.3%		内閣府
		全国交通安全運動期間中に実 施された交通安全教室の参加人 数(フロー)	3,770,112	3,487,749	3,052,563	2,247,023	2,514,173	2,022,321	2,783,842	2,783,842					23.9%	-17.7%		内閣府
2 (3) ア		1次アウト カム 交通ルールに関する認知・遵守 度、行動変容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				警察庁 内閣府 文部科学省

																					警察庁	
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁
																						警察庁

注：'27 30,は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25～27 28～30,は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			交通安全運動の重点事項に関する交通事故分析結果を公表(警察庁)
さめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			
平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価			
<p>交通安全運動の実施に際して、本運動を推進し、警察等と連携した学校等における交通安全教育の一層の充実を図るよう教育委員会や学校等の関係機関に周知した。(文部科学省) ・春と秋の全国交通安全運動では、運動の目的を踏まえ、交通事故に関する、その情勢や発生要因、防止のための具体的な方策等について国民の理解を深め、交通ルールの遵守と相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの実践を国民が身近な問題として実感できる施策を推進した。また、地域住民の要望・意見を反映させるとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することが可能な活動や取組を行った。(警察庁) 全国交通安全運動を毎年定期的実施することにより、社会全体が一体となって交通事故の減少に取り組む、国民全体の交通安全意識が向上している。ポスターの配布枚数も年々増えており、本運動に協力的な団体や機関が増えてきているものと考えられる。(内閣府)</p>			
備考			
<p>自治体において、全国交通安全運動の広報を実施。 交通安全運動における各種広報啓発活動により、交通ルールの遵守等の意識が向上したと考えられる。 平成28年以前の交通安全教育受講の有無に関する統計データは存在しない</p>			

施策名	2. 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 イ 自転車の安全利用の推進		計画に記載されている概要													増減率(%) 注1	備考	担当 府省庁
	第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										25~27 28~30 注2				
	高齢者 子供 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27 注2	28 注2	29 注2	年 年度			
		インプット	百万円	-	-	12	13	13	-	-	6	-53.8%				内閣府 事業の予 算額	内閣府	
			百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	0.0%	0.0%	0.0%	警察庁 予算の内 算数	警察庁		
		警察が主催し、又は警察官等を講師として派遣して実施した自転車利用者に対する交通安全教育実施回数(フロー)	回	29,378	33,998	46,166	47,542	51,226	48,754	45,786	45,786	-10.6%	-3.3%			警察庁		
		警察が主催し、又は警察官等を講師として派遣して実施した自転車利用者に対する交通安全教育の参加者数(フロー)	人	443	417	547	544	583	525	498	479	-17.8%	-10.3%			警察庁		
		内閣府実施事業のうち自転車に関連した教室の実施地区数(フロー)	地区	8	5	8	2	1	-	-	1	0.0%			地域提案事業で自転車に関するプログラムを行った地区	内閣府		
		アウトプット	人	777	574	805	123	77	-	-	74	-3.9%				内閣府		
		内閣府実施事業のうち自転車に関連した教室の参加者数(フロー)	人	148,121	194,315	379,003	390,214	466,686	348,271	275,685	235,964	-49.4%	-30.4%			警察庁		
		自転車教室等に参加した高齢者の人数(フロー)	千人	2,649	1,917	2,187	2,110	2,115	2,037	1,955	1,885	-10.9%	-70.5%			警察庁		
		自転車教室等に参加した小学生の人数(フロー)	千人	708	883	1,027	1,065	1,129	1,044	1,001	1,000	-11.5%	-68.9%			警察庁		
		自転車運転者講習受講者数(フロー)	人	-	-	-	-	7	80	122	296	4128.6%			H27.6より運用開始	警察庁		

2	(3)	1	1次アウトカム	自転車教室等の実施後に交通ルール等を守る意識が高まった割合	93.2	95.5	99.7	74.7	94.4	-	100.0	5.6%pt	年度	内閣府			
				自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	91.0	88.7	80.2	81.1	77.7	79.3	76.7	72.8	-4.9%pt	-3.4%pt	年度	内閣府	
2	(3)	1	2次アウトカム	自転車乗用中の法令違反有死傷者数	22,264	20,894	19,617	17,857	15,929	14,497	15,281	15,119	-5.1%	年	警察庁		
				自転車乗用中の法令違反有死傷者割合	91,480	82,197	75,656	67,877	60,844	55,288	54,959	51,722	-15.0%	-20.7%	年	警察庁	
				高齢者の自転車乗用中の法令違反有死傷者割合	64.9	63.7	64.0	63.8	63.4	62.6	62.7	62.7	62.5	-0.9%pt	-1.2%pt	年	警察庁
				高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故件数	3,993	3,871	3,645	3,421	3,176	2,979	3,041	3,113	-2.0%	-10.8%	年	警察庁	
				高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故死者数	116	123	142	130	170	172	157	128	-24.7%	3.4%	年	警察庁	
				高齢者の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故負傷者数	4,017	3,859	3,629	3,422	3,125	2,912	3,013	3,113	-0.4%	-11.2%	年	警察庁	
				子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故件数	5,290	4,811	4,593	3,913	3,345	2,923	3,096	2,651	-20.7%	-26.8%	年	警察庁	
				子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故死者数	7	5	7	4	4	7	5	8	100.0%	33.3%	年	警察庁	
				子供の自転車乗用中(第1当事者)の法令違反有の交通事故負傷者数	5,533	4,989	4,775	4,044	3,468	3,011	3,200	2,759	-20.4%	-27.0%	年	警察庁	

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「27」「30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25～27」「28～30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減率。

種類		該当	内容(事例等)	
先端技術の活用推進			自転車の交通事故分析結果を公表(警察庁)	
きめ細かな対策				
地域ぐるみの対策				

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

- ・自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用するなどにより、関係機関・団体等が連携して、交通ルール等の遵守
- ・歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方
- ・自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメットの着用
- ・幼児二人同乗用自転車の安全利用と座席シートベルトの着用
- ・等について、ボクスター・リフレットを作成するなどして、広報啓発活動を推進した。(警察庁)
- ・視聴覚教材や自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車教室等の交通安全教育を実施した。(警察庁)
- ・自転車運転者講習制度の適切な運用を図り、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進した。(警察庁)
- ・平成30年中の自転車乗用中死者数は453人と前年より減少したが、自転車側の約8割に何らかの法令違反があり、引き続き、自転車の安全利用について推進する必要がある。(警察庁)

2. 交通安全思想の普及徹底
 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

計画に記載されている概要

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての啓発活動 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)	増減率(%) 注1			備考	担当府省庁			
				27注2	28~30注2	25~27注2					
	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30	年度
	インプット	警察庁の予算	11	9	7	7	7	7	7	7	年度
	アウトプット	警察庁の予算	11	9	7	7	7	7	7	7	年度
		全国交通安全運動広報実施行事数	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	年度
		シートベルト・チャイルドシート着用徹底の啓発活動実施箇所数	6	5	10	-	2	2	2	-	年度
		シートベルト・チャイルドシート着用徹底の啓発活動参加者数	549	597	670	-	2,250	377	165	-	年度
		自動車運転者に対する交通安全教育の実施回数(フロー)	-	-	51,363	51,427	51,655	55,208	56,290	54,670	年度
		自動車運転者に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	-	-	3,140	2,982	3,084	3,228	3,260	3,549	年度
		一般道路運転者シートベルトの着用者率 <small>「シートベルトの着用者率」は、乗車中の死者数のうちシートベルト着用者の割合、着用不明を除く。</small>	98.1%	98.2%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.2%	年度
		高速道路運転者シートベルトの着用者率	97.6%	98.0%	98.0%	98.1%	98.0%	98.2%	98.3%	98.2%	年度
		一般道路助手席シートベルトの着用者率	96.3%	96.7%	96.9%	97.0%	97.1%	97.2%	97.4%	97.4%	年度
2 (3)ウ											年度

カラム	96.6%	97.9%	97.6%	98.0%	98.0%	98.0%	98.3%	98.6%	0.6%pt	0.4%pt	年度	警察庁
高速道路助手席シートベルトの着用者率	%											
一般道路後部座席シートベルトの着用者率	59.0%	59.3%	59.0%	59.1%	61.5%	62.9%	64.4%	64.5%	3.0%pt	4.1%pt	年度	警察庁
高速道路後部座席シートベルトの着用者率	77.7%	82.4%	79.1%	74.3%	82.9%	83.9%	86.0%	86.6%	3.7%pt	6.7%pt	年度	警察庁
シートベルト非着用死者数	683	626	661	605	557	558	520	500	-10.2%	-13.4%	年	警察庁
シートベルト非着用負傷者数	30,829	29,658	28,345	25,691	22,918	20,476	18,199	16,224	-29.2%	-28.7%	年	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均|に対する平成28 ~ 30年(度)の増減率。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	シートベルト非着用者に係る交通事故分析結果を公表(警察庁)
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
関係機関・団体等と連携して、衝突実験映像やシートベルトコンピンサーを用いた着用効果が実感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するなど、後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトの着用の徹底を図った。しかし、平成30年中の後部座席同乗中死傷者のシートベルト着用者率は一般道路では高速道路と比較して低くなっており、引き続き、シートベルトの着用の徹底について普及啓発していただく必要がある。(警察庁)

施策名	2. 交通安全思想の普及徹底
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 オ 反射材用品等の普及促進

計画に記載されている概要

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%) 注1		年・年度	備考	担当府省庁		
			23	24	25	26	27	28	29	30	27	28~30 注2							
	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称	単位																
		インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府
		警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	0.0%	警察庁
		全国交通安全運動広報実施行事数	件	8,408	7,965	7,484	7,696	7,436	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		アウトプット	回	-	-	79,534	89,251	90,129	95,169	98,383	96,657	96,657	96,657	96,657	96,657	96,657	96,657	7.2%	警察庁
		歩行者に対する交通安全教育の実施回数(フロー)	千人	-	-	5,808	6,316	6,429	6,787	6,794	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	1.6%	警察庁
		歩行者に対する交通安全教育の受講者数(フロー)	千人	-	-	5,808	6,316	6,429	6,787	6,794	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	-64.7%	警察庁
		歩行中の反射材の使用率	%				30.2												内閣府
		1次アウトカム	%	91.0	88.7	80.2	81.1	77.7	79.3	76.7	72.8	72.8	72.8	72.8	72.8	72.8	72.8	-4.9pt	内閣府
		自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	%															-3.4pt	内閣府
		夜間における高齢者歩行者(第1・第2当事者)の交通事故件数	件	6,564	6,851	6,580	6,315	6,243	6,108	6,040	5,620	5,620	5,620	5,620	5,620	5,620	5,620	-10.0%	警察庁
		夜間における高齢者歩行者の死者数	人	737	739	745	685	689	658	654	572	572	572	572	572	572	572	-17.0%	警察庁
		夜間における高齢者歩行者の交通事故負傷者数	人	5,924	6,220	5,922	5,724	5,658	5,543	5,494	5,158	5,158	5,158	5,158	5,158	5,158	5,158	-8.8%	警察庁
2 (3) オ		夜間における歩行者(第1・第2当事者)の交通事故件数	件	24,706	25,230	23,764	22,439	22,340	20,981	20,536	19,554	19,554	19,554	19,554	19,554	19,554	19,554	-12.5%	警察庁

		夜間における歩行中の交通事故死者数	人	1,178	1,151	1,093	1,023	1,062	929	941	849	-20.1%	-14.4%	警察庁	
		夜間における歩行中の交通事故負傷者数	人	24,401	24,939	23,483	22,216	22,007	20,734	20,293	19,324	19,324	-12.2%	-10.9%	警察庁
2次アウトカム		夜間における自転車(第1・第2当事者)の交通事故件数	件	31,817	29,739	27,231	24,435	22,594	20,695	20,516	19,379	19,379	-14.2%	-18.4%	警察庁
		夜間における自転車乗用中の交通事故死者数	人	271	224	240	218	227	186	174	165	165	-27.3%	-23.4%	警察庁
		夜間における自転車乗用中の交通事故負傷者数	人	31,168	29,113	26,573	23,713	21,846	20,034	19,749	18,606	18,606	-14.8%	-19.1%	警察庁
		夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故件数	件	35,595	34,799	33,025	29,914	27,901	25,674	24,960	22,546	22,546	-19.2%	-19.4%	警察庁
		夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故死者数	人	244	240	238	200	241	188	215	190	190	-21.2%	-12.7%	警察庁
		夜間における生活道路(幅員5.5m未満の道路)での交通事故負傷者数	人	42,817	41,626	39,918	35,830	33,327	30,735	29,532	26,368	26,368	-20.9%	-20.6%	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: '27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25 27 28 28 30」は平成25 27年(度)の平均に対する平成28 30年(度)の増減率。

種類		該当
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

- ・夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、反射材用品、LEDライト等の視認効果、使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教室
- ・関係機関・団体等と連携した広報啓発活動
- ・高齢者個別訪問や街頭指導において高齢者の靴等に直接反射材を着着する活動
- ・ボスター・リーフレットや交通安全教育用映像(DVD)の作成
- ・などを実施した。しかし、薄暮・夜間に高齢歩行者の死亡事故が多発していることを踏まえ、引き続き反射材用品の普及促進に取り組む必要がある。(警察庁)
- ・一般社団法人日本反射材普及協会が反射材普及のために毎年開催している反射材エキシビジョンを後援している(内閣府・警察庁)
- ・適切な反射性機能等を有する製品についての情報提供に努めるため、反射材の認証等の情報をホームページに掲載する予定(内閣府)

備考

平成26年度の国民アンケート調査において、「歩行中、反射材を使用している。」かどうか尋ねたところ、「とても当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した人が30.2%であった。令和元年度の国民アンケート調査では、「歩行中、反射材を使用するよう心掛けている。」かどうか尋ねたところ、「とても当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した人が41.5%であった。

施策名	2. 交通安全思想の普及徹底
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 力 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

計画に記載されている概要

交通安全教育・広報啓発による飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態の周知
・ハンドルキーパー運動の普及啓発
・アルコール依存症に関する普及啓発及び、相談・指導・支援の取組の推進 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27 注	28~ 30 注				
	高齢者	インプット	警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	0.0%	0.0%	警察庁
	歩行者	アウトプット	自動車運転者に対する交通安全教育の実施回数(アロー)	回	-	-	51,363	51,427	51,655	55,208	56,290	54,670	54,670	5.8%	7.6%	警察庁	
	自転車	アウトプット	自動車運転者に対する交通安全教育の受講者数(アロー)	千人	-	-	3,140	2,982	3,084	3,228	3,260	3,549	3,549	15.1%	9.0%	警察庁	
	生活道路	1次アウトカム	交通ルールに関する認知・遵守度、行動変容		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁	
			原付以上運転者(第1当事者)の飲酒による交通事故件数	件	5,030	4,605	4,334	4,155	3,864	3,757	3,582	3,355	3,355	-13.2%	-13.4%	警察庁	
		2次アウトカム	原付以上運転者(第1当事者)の飲酒による交通事故死者数	人	287	271	242	235	205	221	210	210	210	2.4%	-6.0%	警察庁	
			原付以上運転者(第1当事者)の飲酒による交通事故負傷者数	人	6,913	6,236	5,803	5,668	5,214	5,035	4,768	4,403	4,403	-15.6%	-14.9%	警察庁	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			飲酒運転に係る交通事故分析結果を公表(警察庁)
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグルを活用した参加体験・実践型の交通安全教育を推進した。(警察庁)
・酒類製造・販売業、酒類提供飲食業等の関係業界に対して飲酒運転を防止するための取組を要請した。(警察庁)
・平成30年中の飲酒運転による死亡事故件数は198件と前年より6件減少したが、飲酒運転が極めて危険性の高い悪質な犯罪行為であることを踏まえ、その根絶に向け、引き続き規範意識の向上を図っていく必要がある。(警察庁)

備考

施策名 2. 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 コ その他の普及啓発活動の推進 (ウ) 二輪車運転者のプロテクター着用推進	実施内容 交通安全思想の普及徹底	
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
	コ その他の普及啓発活動の推進	
	(ウ) 二輪車運転者のプロテクター着用推進	

計画に記載されている概要

関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28				
	生活道路 自転車 歩行者 子供 高齢者	インプット 警察庁の予算	百万円	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	0.0%	0.0%	警察庁
		アウトプット 二輪車運転者に対する安全教育の実施回数(フロー)	回	-	-	3,708	3,266	3,026	3,494	2,955	3,055	3,055	3,055	1.0%	-5.0%	警察庁	
		二輪車運転者に対する安全教育の受講者数(フロー)	人	-	-	276,234	217,736	209,102	248,539	211,573	179,029	179,029	179,029	-14.4%	-9.1%	警察庁	
		1次アウトカム 二輪車運転者のプロテクター着用率	%	-	-	-	-	7.1	7.2	7.1	7.8	7.8	7.8	0.7pt		警視庁調査	
		2次アウトカム 二輪車乗車中の交通事故死者数	人	36,722	33,082	29,700	25,466	22,039	19,907	18,101	16,328	16,328	16,328	-25.9%	-29.6%	警察庁	
		二輪車乗車中の交通事故負傷者数	人	106,922	97,873	89,444	78,751	70,256	63,776	60,532	53,828	53,828	53,828	-23.4%	-25.3%	警察庁	

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt.」にて計算。

注2: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減率。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		自動二輪車に係る交通事故分析結果を公表(警察庁)
地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するとともに、交通安全教育用映像を作成するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努めた。(警察庁)
 ・平成30年中の二輪車乗車中の交通事故死者数は前年よりも減少したが、胸部損傷が致命傷となる死者数は頭部損傷に次いで多く、引き続き、二輪車運転者に対するプロテクターの着用を推進していく必要がある。

2. 交通安全思想の普及徹底
 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

計画に記載されている概要

□民間事業者の交通安全指導者の養成
 □諸行事に対する援助
 □交通安全に必要な資料の提供活動の拡充
 □交通ボランティア等への資質の向上に資する援助等による主体的活動、相互連絡協力体制の整備の促進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁		
			23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注					
	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称	単位														
		インプット	内閣府の予算	百万円	35	34	31	31	28	26	24	24	24	-14.3%	-17.8%	内閣府	
		アウトプット	交通安全指導者養成講座参加者数(フロー)	人	129	152	147	152	142	122	111	113	113	-20.4%	-21.5%	内閣府	
2(4)			ハンドルキーパー運動に参加する酒類提供者等の店舗数(フロー)	店舗	122,344	131,115	136,358	126,903	127,685							警察庁	
			交通安全指導者養成講座の参加者の有意義度の評価(受講した内容を今後活用したいと思った割合)	%	98.0%	99.0%	92.0%	94.0%	96.0%	94.0%	94.6%	92.9%	92.9%	-3.1%	-0.2%	内閣府	

注: '27 30,は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30,は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみでの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

- ・道路交通法の規定に基づいて全国交通安全活動推進センターに指定されている(一財)全日本交通安全協会については民間の交通安全活動団体の中核を担っていることから、警察庁では必要な助言・指導に努めた。(警察庁)
- ・(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して「飲酒運転しない、させない」という国民の規範意識の確立を図った。(警察庁)
- ・地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として行う交通安全教育、広報啓発活動等が適正かつ効果的に推進することができるよう、交通安全活動推進センターが実施する研修等を通じ、その指導に努めた。(警察庁)
- ・交通安全指導者養成講座は、主に経験年数が浅く、本講座の受講経験のない交通指導員を毎年度全国から募集しており、毎回100名を超える受講者を集めている。講座の内容としては、交通安全指導を行う際に必要な指導対象別の話し方、子供と高齢者の行動特性を踏まえた指導手法、自転車事故の現状や関連する通行ルール、幼児向け指導のデモンストレーション、グループ討論等、様々なカリキュラムで構成されており、受講者の9割以上が受講内容を今後活用したいと高く評価しており、交通安全指導員の資質向上に大いに貢献している。一方で、受講者数が年々減少傾向にあり、その一因として講習期間(3日間)の長さが考えられる。仕事を持っている人や子育て中の世帯では、3日間も休暇を取得することや家を空けることは難しい状況となっており、今後プログラムの見直しも検討する必要性がある。(内閣府)

2. 交通安全思想の普及徹底
 (5) 住民の参加・協働の推進

計画に記載されている概要

- ・住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成
- ・交通安全総点検等住民が積極的に参加できる仕組みづくり
- ・当該地域に根ざした具体的な目標の設定などの交通安全対策を推進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁	
			種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30				27
2 (5)	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット	内閣府の予算	百万円	-	-	0	12	13	12	11	6	-53.8%	16.0%	H26から地域提案型交通安全支援事業(新事業)としてスタート	内閣府
			警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
	アウトプット	箇所数	-	-	-	3	3	2	2	2	2	-33.3%	-	内閣府		
	地域交通安全活動推進委員会	人	18,943	18,859	18,775	18,619	18,439	18,296	17,991	17,660	17,660	-4.2%	-3.4%	警察庁		
	地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の実施回数(フロー)	回	35,905	35,742	34,528	33,355	33,052	31,165	28,249	28,381	28,381	-14.1%	-13.0%	警察庁		
	1次アウトカム	千人	2,369	2,180	2,087	2,166	2,142	2,127	1,983	1,993	1,993	-7.0%	-4.6%	警察庁		
	その他の影響	住民の交通安全意識の向上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
 内容(事例等)

種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみでの対策	地域が抱える交通安全対策上の課題について、地域住民を対象とした啓発活動を民間団体や交通ボランティアが自主的に企画実施できるよう、地域の活動を促進した。(内閣府)

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

地域が抱える交通安全対策上の課題について、地域住民を対象とした啓発活動を民間団体や交通ボランティアが自主的に企画実施できるよう、地域の活動を促進した。(内閣府)

備考

地域交通安全活動推進委員による各種交通安全教育・啓発活動により、交通ルールの遵守等の意識が向上したと考えられる。(警察庁)

施策名	3.安全運転の確保
	(1)運転者教育等の充実 工 高齢運転者対策の充実

計画に記載されている概要

・高齢者講習の効果的な実施及び臨時適性検査等の確実な実施
・高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用
・運転免許自主返納者への支援等高齢者支援施策の推進 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年 ・ 年度	備考	担当 府省庁		
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~ 30注						
	高齢者 子供 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称																	
		(ア) 高齢者に対する教育の充実																	
		インプット	警察庁の予算	百万円	9	9	9	10	10	10	10	95	95	95	850.0%	589.7%	年度		警察庁
			認知機能検査の実施箇所数(フロア)	箇所	-	-	-	-	-	-	1,404	1,445	1,445			年		警察庁	
			認知機能検査受検者数(フロア)	千人	1,194	1,332	1,452	1,438	1,631	1,663	1,865	2,165	2,165	32.7%	25.9%	年		警察庁	
			実車指導受講人数(第1分類(フロア))	人	16,158	16,107	31,675	47,819	49,305	47,140	23,818	15,133	15,133	-69.3%	-33.2%	年		警察庁	
			実車指導受講人数(第2分類(フロア))	人	269,198	267,534	351,918	427,891	469,209	457,150	411,652	457,550	457,550	-2.5%	6.2%	年		警察庁	
			実車指導受講人数(第3分類(フロア))	人	862,865	979,317	960,458	833,848	997,813	1,051,794	1,096,492	1,378,935	1,378,935	38.2%	26.3%	年		警察庁	
			認知機能検査で記憶力・判断力が低下していると判明した件数(フロア)	件	16,857	17,124	34,716	53,082	53,815	51,087	53,995	54,786	54,786	1.8%	12.9%	年		警察庁	
		アウトプット	うち臨時適性検査等の実施件数(フロア)	件	409	506	524	1,236	1,650	1,934	13,780	40,812	40,812	2373.5%	1557.7%	年		警察庁	
			うち認知症と判明し、免許取消し等となった件数(フロア)	件	120	106	118	356	565	597	1,805	1,932	1,932	241.9%	317.1%	年		警察庁	
			特異者通報件数(フロア)	件	571	576	683	1,438	1,446	1,251	187	0	0	-100.0%	-59.7%	年		警察庁	
			うち認知症と判明し、免許取消し等となった件数(フロア)	件	32	35	23	66	54	71	49	2	2	-96.3%	-14.7%	年		警察庁	
			高齢者講習の実施箇所数(フロア)	箇所	1,373	1,370	1,367	1,370	1,367	1,372	1,368	1,387	1,387	1.5%	0.6%	年		警察庁	
			高齢者講習受講者数(フロア)	千人	2,025	2,014	2,012	2,298	2,589	2,533	2,443	2,690	2,690	3.9%	11.1%	年		警察庁	

	運転適性相談件数(フロー)	件	26,717	38,625	49,145	65,625	77,779	84,220	100,174	115,245	48.2%	55.6%	警察庁
	1次アウトカム 自主返納件数	件	72,735	117,613	137,937	208,414	285,514	345,313	423,800	421,190	47.5%	88.4%	警察庁
	(イ) 臨時適性検査等の確実な実施												
3 (1) 工	インプット 警察庁の予算	百万円	9	9	9	10	10	10	95	95	850.0%	589.7%	警察庁
	アウトプット 臨時適性検査の受講人数	人	-	507	465	816	893	886	1,234	1,342	50.3%	59.2%	警察庁
	1次アウトカム 認知機能検査に基づく臨時適性検査等による運転免許の取消し等処分件数		120	106	118	356	565	597	1,805	1,932	241.9%	317.1%	警察庁
	(ウ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用												
	インプット 警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁
	アウトプット 高齢者マークに関する広報・啓発活動の件数		-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁
	1次アウトカム 高齢者マークの普及率		-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁
	(エ) 高齢者支援施策の推進												
	インプット 警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁
	国土交通省の予算	百万円	30,530	30,578	30,578	30,560	29,009	22,872	21,361	20,950	-27.8%	-27.7%	国土交通省
	アウトプット 地域公共交通連携計画を策定した自治体の数 (~H26)	件	494	510	564	601	-	-	-	-			国土交通省
	アウトプット 地域公共交通連携計画を策定した自治体の数 (H26~)	件	-	-	-	30	159	273	410	500	214.5%		国土交通省
	1次アウトカム 自主返納件数	件	72,735	117,613	137,937	208,414	285,514	345,313	423,800	421,190	47.5%	88.4%	警察庁
	70歳以上の高齢者が第1当事者となる交通事故件数(原付以上)	件	64,066	64,310	64,504	63,266	61,700	58,212	58,433	57,888	-6.2%	-7.9%	警察庁
	70歳以上の高齢者が第1当事者となる交通事故死者数(原付以上)	人	663	690	730	712	711	692	642	733	3.1%	-4.0%	警察庁
	70歳以上の高齢者が第2当事者となる交通事故負傷者数(原付以上)	人	31,028	31,973	32,308	30,562	29,967	27,914	26,902	25,832	-13.8%	-13.1%	警察庁

注: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		
種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		認知機能検査の結果、認知症のおそれ又は認知機能の低下の恐れと判定された高齢者講習の受講者に対し、ドライブレコーダー等で録画された受講者の実際の運転状況を確認させながら安全運転指導を実施(警察庁)
きめ細かな対策		・一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近の認知機能検査の結果と比較して悪化した者等については臨時高齢者講習を実施(警察庁) ・高齢運転者の交通事故分析結果を公表(警察庁)
地域ぐるみの対策		各都道府県内で実施されている自主返納者及び運転免許の失効後に運転経歴証明書に運転経歴証明書の交付を受けた者に対する支援施策について情報提供を実施(警察庁)
平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価		
(ア) 高齢者に対する教育の充実		・安全運転サポート車の普及啓発について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の場所として提供したり、自動車教習所等に協力要請を行うなど、関係機関・団体との連携を強化しながら、普及啓発を進めた。この際、高齢運転者の交通事故の特徴を周知するとともに、安全運転サポート車の機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、同機能を過信せず責任を持って安全運転を行わなければならない旨についても、周知を図った。(警察庁) ・認知機能検査の結果に基づき実車指導を実施し、高齢運転者に対するきめ細かな教育に努めた。 また、認知機能検査及び高齢者講習の円滑な実施に向け、都道府県公安委員会が認知機能検査等を直接実施することによる受検・受講枠の拡大、早期の受検・受講予約の奨励等の取組を推進した。今後も高齢者講習等の対象者の増加が予想されることから、引き続き認知機能検査及び高齢者講習の円滑な実施を推進する必要がある。(警察庁)
(イ) 臨時適性検査等の確実な実施		認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者については、臨時適性検査等が必要となったことを受け認知症と判明した場合における、運転免許の取消し等を徹底した。
(ウ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用		・高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な表示の促進を図った。(警察庁)
(エ) 高齢者支援施策の推進		・運転経歴証明書制度については、申請により免許が取り消されてから5年以内で、かつ、現に有する免許がない者に対して も運転経歴証明書の交付を可能とするなど、制度の充実を図った。(警察庁)

3. 安全運転の確保
(3) 安全運転管理の推進

計画に記載されている概要

- ・安全運転管理者等に対する講習の充実
- ・安全運転管理者等の未選任事業所の一掃による安全運転管理業務の徹底
- ・安全運転の確保に資する車載機器の普及促進 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群		評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)		備考	担当 府省庁	
	高齢者	歩行者		自転車	生活道路	23	24	25	26	27	28	29	30	27 注	25~27 28~ 30 注			
			警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
			インプット 国土交通省の予算	百万円	782	811	1,077	1,008	1,000	1,024	1,140	947	-5.3%	0.8%	予算の内 年度 数	国土交通省		
			アウトプット 正・副安全運転管理者講習の実 施回数	回	2,406	2,427	2,416	2,402	2,402	2,396	2,393	2,397	-0.2%	-0.5%	警察庁			
			アウトプット 正・副安全運転管理者講習の受 講者数	万人	383,926	385,166	388,284	390,524	393,446	396,841	400,149	401,240	2.0%	2.2%	警察庁			
3 (3)			安全運転の確保に資する車載 機器の普及活動回数(フロー)	回	1(警)	1(警)	1(警)	1(警)	1(警)	1(国) 1(警)	3(国) 1(警)	1(警)			国土交通省 警察庁			
			安全運転管理者選任事業所の 交通事故の発生件数	件	53,544	58,559	53,637	49,182	45,318	43,420	43,711	39,992	-11.8%	-14.2%	警察庁			
			1次アウトカ ム 事業用自動車のドライブレコー ダの普及率	%	-	-	-	-	-	-	-	-			国土交通省			
			事業用自動車の交通事故件数	件	49,087	45,347	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	-15.6%	-18.4%	警察庁 国土交通省			
			2次アウト カム 事業用自動車の交通事故死者 数	人	451	467	434	421	403	363	353	337	-16.4%	-16.3%	警察庁 国土交通省			
			事業用自動車の交通事故負傷 者数	人	60,657	56,032	52,855	49,403	45,334	41,342	40,170	37,948	-16.3%	-19.1%	警察庁 国土交通省			

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

内容(事例等)

運送事業者に対し、ドライブレコーダーの導入を促進

先端技術の活用推進
きめ細かな対策
地域ぐるみの対策

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・安全運転管理者等に対する講習において、平成28年3月に導入された準中型免許制度や「あおり運転・危険な運転の危険性について、講習内容に盛り込むなどして同講習の充実を図ったほか、安全運転管理者等の未選任事業者の未選任事業者の一端を削るため、安全運転管理者協議会等の関係団体に情報提供を呼び掛けるとともに、未選任事業者には個別訪問するなどして安全運転管理業務の徹底を図った。こうした取組の結果、安全運転管理者選任事業者の交通事故の発生件数は減少していることから、引き続き、講習の実施等、講習の防止に向けた取組を推進していく。(警察庁)

・貸切バスについて、軽井沢スキーマバス事故を踏まえた安全対策において、ドライブレコーダーを用いた運転者教育を必ず実施することとし、ドライブレコーダーの装着を義務づけた。このため、バス事業者がドライブレコーダーを有効に活用できるように自動車運送事業に係る交通事故対策検討会において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を作成した。また、ドライブレコーダーの映像を活用した運転者への指導・監督の取組を促進するため、自動車運送事業者のドライブレコーダーの導入経費に対する補助制度を設けているところ。引き続き、導入補助を実施していくとともに、貸切バス事業者に対する監査等により運転者教育の実施状況を確認する等、安全対策の推進に取り組む。(国土交通省)

備考

事業用自動車全体の装着率については調査をしていないため不明だが、関係団体や機器メーカーによると、年々増加していると考えられる。

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

計画に記載されている概要

・事業用自動車事故調査委員会における交通事故の原因分析、再発防止策の検討 等

第10次計画における位置付け	施策群		評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)		備考	担当府省庁
	高齢者	歩行者		生活道路	23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注			
3 (4)カ			インプット	単位	-	-	58	60	59	67	15.5%		国土交通省				
			アウトプット	事業用自動車事故調査委員会の開催回数(フロー)	-	-	4	4	4	4	0.0%		国土交通省				
			1次アウトカム	事業用自動車事故調査委員会で検討した原因分析、再発防止策の数	-	-	2	6	11	8	33.3%		国土交通省				
			2次アウトカム	事業用自動車(第1当事者)の交通事故件数	49,087	45,347	42,425	39,649	33,336	32,655	30,818	-15.6%	-18.4%	警察庁 国土交通省			
				事業用自動車(第1当事者)による交通事故死者数	451	467	434	421	403	353	337	-16.4%	-16.3%	警察庁 国土交通省			
				事業用自動車(第1当事者)による交通事故負傷者数	60,657	56,032	52,855	49,403	41,342	37,948	-16.3%	-19.1%	警察庁 国土交通省				

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当 内容(事例等)
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

事業用自動車事故調査委員会は、人間工学、労働科学、健康医学、自動車工学、道路工学、社会学、法学等、非常に幅広い見地から、多面的・科学的な分析を行い、これまでに37件の事故について、その分析結果や再発防止策等を報告書として公表することで、「事故の背景にある組織的・構造的な問題の更なる解明」や「より客観的で質の高い再発防止策の提言」等の社会的要望に応えてきたところである。

今後も引き続き上記の社会的要望に応えるために、これまで以上に多面的・科学的な分析を行い、客観的で質の高い再発防止策の提言を行っていく。(国土交通省)

施策名	3. 安全運転の確保
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

計画に記載されている概要

□Gマーク事業の促進等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁		
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注					
3 (4)ク	生活道路 自転車 歩行者 高齢者	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省
		Gマークの啓発活動の実施回数 (フロー)	回	-	-	-	-	-	64	264	-	-	-	-	-	-	-	-
	1次アウトカム	Gマーク認定事業所数	事業所	17,115	18,107	19,238	20,989	22,242	23,271	24,319	25,227	13.4%	16.6%	-	-	-	-	国土交通省
	2次アウトカム	事業用貨物自動車(第1当事者)の交通事故件数	件	24,865	23,539	22,462	21,564	19,825	18,254	17,986	17,396	-12.3%	-16.0%	-	-	-	-	警察庁 国土交通省
		事業用貨物自動車(第1当事者)による交通事故死者数	人	387	405	376	361	337	287	299	273	-19.0%	-20.0%	-	-	-	-	警察庁 国土交通省
	事業用貨物自動車(第1当事者)による交通事故負傷者数	人	32,253	30,470	29,222	28,061	25,659	23,402	22,919	22,091	22,091	-13.9%	-17.5%	-	-	-	-	警察庁 国土交通省

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当 内容(事例等)
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・毎年、トラック運送事業者より全日本トラック協会(以下、全ト協)にてGマーク申請がなされ、全ト協にて安全性を評価し、認定している。全ト協の公表に合わせて国土交通省でも公表している。また、トラック協会適正化実施機関における巡回指導ではトラック運送事業者に対する改善指導に加え、適正な事業経営の参考となる情報提供、優良事業所の事例なども紹介している。(国土交通省)

・巡回指導件数:(H28年度)28161件(H29年度)27292件(H30年度)26799件(国土交通省)

・Gマークを広く普及させる啓発活動を実施することにより、安全性の高いトラック運送事業者を選び、結果、交通事故件数減少に資すると考えられる。(国土交通省)

施策名 3. 安全運転の確保 (6) 道路交通に関連する情報の充実 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	計画に記載されている概要	
	・「国際海上コンテナの陸上輸送における安全輸送ガイドライン」の周知徹底 等	

第10次計画における位置付け	施策群		評価指標 種類・名称 単位	実績データ(平成)										増減率(%)			備考	担当府省庁		
	高齢者 歩行者 自転車 自動車 生活道路	インプット		年										27 注	28 注	29 注				
				23	24	25	26	27	28	29	30									
3 (6) イ		国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	-20.0%	年度	国土交通省
		アウトプット 安全対策会議等の開催回数(7回)	回	-	-	-	-	4	4	4	5	4	4	4	4	4	0.0%	年度	国土交通省	
		1次アウトカム ガイドラインの遵守度、行動変容		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約70%	約80%	-	約90%	年度	国土交通省
		2次アウトカム 国際海上コンテナの陸上輸送中の横転事故等(転覆・転落)件数	件	11	9	12	20	10	9	10	11	10	11	11	10	9	11	10.0%	年度	国土交通省
		国際海上コンテナの陸上輸送中の横転事故等(転覆・転落)死者数	人	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	国土交通省
		国際海上コンテナの陸上輸送中の横転事故等(転覆・転落)重傷者数	人	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	国土交通省

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

毎年度、荷主や運送事業者等の関連団体が参画する「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」を実施し、国際海上コンテナの輸送に係る安全対策を行うとともに、安全輸送のためのガイドラインやマニュアルの周知に取り組んだ。これらの取組により、平成27年以降、国際海上コンテナの横転事故等による死者は発生していないが、事故件数は10件程度で推移しており、今後も安全輸送の対策に取り組む必要がある。(国土交通省)

備考	
「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」のトラック事業者(平成27年度はトラック事業者)に対する周知状況について、国土交通省が実施した調査による(平成29年度は荷主に対する調査を行ったため、トラック事業者に対する調査は実施していない)。	

4. 車両の安全性の確保
 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

計画に記載されている概要

- ・PDCAサイクルによる検討の充実による車両安全対策の一層の拡充・強化
- ・保安基準の拡充・強化
- ・新たな安全対策の普及啓発 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)						増減率(%) 注1	年・年度 25~27 28~30 注2	備考	担当府省庁			
				23	24	25	26	27	28					29	30	
4 (1) ア	○	(ア) 車両の安全対策の推進														
		インプット	国土交通省の予算	百万円	139	138	142	221	240	298	435	325	35.4%	75.5%	(イ)の予算と共通	国土交通省
		アウトプット	車両安全対策検討会の開催回数	回	2	3	3	3	3	3	3	2	-33.3%	-11.1%		国土交通省
		1次アウトカム	安全運転サポート車などの普及状況(衝突被害軽減ブレーキの新車乗用車搭載率)	%	-	4.3%	15.4%	41.1%	45.4%	66.2%	77.8%	84.6%	39.2%pt	42.2%pt		国土交通省
		(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化														
		インプット	国土交通省の予算	百万円	139	138	142	221	240	298	435	325	35.4%	75.5%		国土交通省
		アウトプット	車両安全対策検討会で審議された拡充・強化した道路運送車両の保安基準(フロー)	件	-	-	-	-	20	12	5	7	-65.0%		(イ)のアウトプットのうちH26以前のものはレースできない	国土交通省

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減率。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

内容(事例等)

先端技術の活用推進
 先進安全技術の性能認定制度を創設。

きめ細かな対策
 地域ぐるみの対策

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

(ア) 車両の安全対策の推進

平成28年～令和元年度まで、毎年2～3回車両安全対策検討会を実施し、衝突被害軽減ブレーキの事故削減効果の評価等を行った。衝突被害軽減ブレーキの新車への搭載率は平成28年から平成30年において66.2%から84.6%へ上昇し、車両安全対策の強化が図られている。今後もその他の技術について評価を行うなど、引き続き車両安全対策の一層の拡充・強化に努めていく。(国土交通省)

(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

平成28年～令和元年度まで、保安基準の拡充・強化について検討し、種々の基準改正を実施した。具体的には、

平成28年度：ハイブリット車等への車両接近通報装置の義務化、前照灯の自動点灯機能の義務化

平成29年度：シートベルトリマインダーの義務付け対象座席の拡大

平成30年度：事故自動緊急通報装置の国際基準の採用

令和元年度：側方衝突警報装置の義務化、乗用車等への衝突被害軽減ブレーキの義務化

等の基準改正を実施した。

今後も保安基準の一層の拡充・強化に努めていく。(国土交通省)

備考

施策名	4. 車両の安全性の確保
	(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 イ 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(ASV)の開発・普及

計画に記載されている概要

ASV車両の開発・普及の促進
・新技術についての技術指針の策定、事故データに基づく効果評価を行う等により技術の普及を促進 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)	増減率(%)			備考	担当 府省庁							
				27注	28~30注	29注									
4 (1) イ	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30				
		インプット	国土交通省の予算	百万円	99	109	119	89	110	110	145	136	23.6%	23.0%	国土交通省
		アウトプット	ASV推進検討会の開催回数(7 ロー)	回	1	1	2	1	2	2	2	2	0.0%	20.0%	国土交通省
		1次アウト カム	ASV推進検討会で取り上げた ASV技術の数	件	0	1	2	3	5	1	10	10	100.0%	110.0%	国土交通省
		その他の 影響	件	0	3	-	1	-	1	1	2			国土交通省	

注: '27 30'は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30'は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			世界に先駆けてドライバー異常時対応システム及びドライバー異常自動検知システム基本設計書をとりとめた。
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

平成28年から令和元年度11月時点までに26件の先進安全自動車(ASV)技術をASV推進検討会で取り上げ、技術の開発・普及に取り組んできた。今後も引き続き、多くのASV技術を取り上げていくことで、ASV車両の開発・普及の促進に努めていく。(国土交通省)

施策名	4. 車両の安全性の確保
	(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ウ 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備

計画に記載されている概要

□車両制御、運転者とのマン・マシン・インターフェースの面等を考慮した日本工業規格の整備
□国際標準化機構(ISO)に対する日本工業標準調査会を通じた国際規格との調和と整備の推進 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁		
			種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30				27注	28~30注
4(1)ウ	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット 経済産業省の予算 アウトプット 規格化を検討した車両の安全性等に関する技術の件数(70件)	単位	百万円	47	63	39	99	102	115	129	161	57.8%	68.8%		経済産業省	
			1次アウトカム	件							19	22	5				経済産業省
				件								14	2				

注: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)	
		先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

平成28年度より、スマートモビリティシステムに関する国際標準化及び普及基盤構築に係る事業を実施。この事業は、車両の安全性等に関する技術に関し、その評価や互換性の確保に必要な標準の開発を民間に委託するもの。車両の世界を先行している技術等の国際規格案への組み込みを自動車技術会などの民間団体と協力して実施している。これまでに自動車用緊急脱出支援用具のJISを制定し、救急目録のJIS原案を作成するなど安全技術に係る標準を作成してきているが、今後の国際規格の成立を踏まえJISの制定等を行い安全技術の普及に努める。

備考	

4. 車両の安全性の確保
 (3) 自動車の検査及び点検整備の充実
 ウ 自動車点検整備の充実

計画に記載されている概要

- 自動車点検整備の充実
- 不正改造車の排除
- ・自動車分解整備事業の適正化及び近代化
- ・自動車の新技術への対応等整備技術の向上
- ・ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁		
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28					29	30
				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					注	注
		(ア) 自動車点検整備の推進																	
	生活道路	インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多岐に渡るため把握出来ず	国土交通省
	自転車	アウトプット	回	2,944	2,648	2,401	2,213	2,047	2,088	2,077	3,262	59.4%	11.5%					国土交通省	
	歩行者	整備命令の発令件数(フロー)	件	2,294	1,952	1,958	1,797	1,591	1,587	1,365	1,422	-10.6%	-18.2%					国土交通省	
	子供	(イ) 不正改造車の排除																	
	高齢者	インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多岐に渡るため把握出来ず	国土交通省
		アウトプット	件	1,714	1,425	1,435	1,344	1,239	1,272	1,047	1,107	-10.7%	-14.7%					国土交通省	
		1次アウトカム	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当する調査なし	国土交通省
		(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化																	
	生活道路	インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多岐に渡るため把握出来ず	国土交通省
	自転車	アウトプット	回	2,037	1,961	1,621	1,845	1,566	1,531	1,442	1,338	-14.6%	-14.3%					国土交通省	
	歩行者	1次アウトカム	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当する調査なし	国土交通省

4 (3)ウ	(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上										国土交通省			
	インプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-		-	多岐に渡るため把握しにくく、年度ごとの見込みは異なる。	
	アウトプット	整備主任者等を対象とした新技術研修の実施回数	回	1,918	2,170	2,158	2,115	2,118	2,210	2,218		2,201	3.7%	
	アウトプット	新技術研修への参加者数	人	107,377	121,170	118,171	117,306	117,465	117,293	118,965		121,914	1.5%	
	1次アウトカム	整備主任者等のスキル		-	-	-	-	-	-	-		-	毎年度、教材の見直しを実施。新型車両の整備技術の向上が見込まれる。	
	(オ) ペーパー車校等の不正事案に対する対処の強化											国土交通省		
	インプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-			-	多岐に渡るため把握しにくく、年度ごとの見込みは異なる。
	アウトプット	指定自動車整備事業者への監査件数	件	25,590	22,513	19,404	20,672	17,287	18,814	19,289			16,467	-4.9%
	1次アウトカム	ペーパー車校に係る処分件数	件	6	3	5	1	3	2	6			9	200.0%
	2次アウトカム	原付以上運転者(第1当事者)の法令違反(整備不良車両運転)による交通事故件数	件	85	89	64	66	55	64	59			57	-2.7%
	原付以上運転者(第1当事者)の法令違反(整備不良車両運転)による交通事故死者数	人	3	2	2	2	2	1	1	2	-33.3%			
	原付以上運転者(第1当事者)の法令違反(整備不良車両運転)による交通事故負傷者数	人	109	125	86	89	85	79	88	82	-4.2%			

注：'27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25 ~ 27 28 ~ 30」は平成25 ~ 27年(度)の平均に対する平成28 ~ 30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

(ア) 自動車点検整備の推進

全国において、1年を通して街頭検査を実施するとともに、全国統一強化月間(9月)に加えて地域独自強化月間(1ヶ月)を設定し「自動車点検推進運動」を実施することで、点検整備の必要性や重要性を啓発しているところ、整備命令の発令件数も減少しており一定の成果が出ている。(国土交通省)

(イ) 不正改造車の排除

全国において、1年を通して街頭検査を実施するとともに、特に毎年6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間として設定し、街頭検査の集中実施、不正改造車の排除のための啓発、「不正改造車・黒煙110番」の設置などに取り組んでいるところ、不正改造車に対する整備命令の発令件数も減少しており一定の成果が出ている。(国土交通省)

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

不正改造等の違反行為を実施している自動車分解整備事業者に対する情報を得た場合、当該事業者に対し、立入検査を実施し、行政処分を行っているところ、その件数が減少しており一定の成果が出ている。(国土交通省)

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

毎年度、研修の教材の見直しを実施し、常に最新の整備技術に対応した教材を使用した教材を使用しているところ、整備主任者等の新型車両の整備技術を含めた自動車の構造・機能に関する技能及び関係法令、主要通達等に関する知識が向上していると見込まれる。(国土交通省)

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

ペーパー車検等の不正を行っている疑いのある指定自動車整備事業者に関する情報について、地方運輸局等のホームページに「不正車検通報窓口」を設置し、これらの情報収集を強化するとともに、警察と連携を強化することで、悪質なペーパー車検に対し、早期に行政処分を行う体制を整えることでペーパー車検に係る処分係数が増加しており、一定の成果が出ている。(国土交通省)

4. 車両の安全性の確保
 (4) リコール制度の充実・強化

計画に記載されている概要

・自動車リコールの迅速かつ的確な実施のため自動車技術総合機構における現車確認等による技術的検証の実施
 ・自動車ユーザーからの不具合情報の収集の推進
 ・自動車ユーザーに対してリコール関連情報等の提供の充実等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注			
4(4)	生活道路 歩行者 自転車 高齢者	インプット	国土交通省の予算	百万円	155	106	104	96	99	109	113	115	16.2%	12.7%	国土交通省	
		アウトプット	国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数(フロー)	件	5,610	5,765	5,697	5,715	5,901	6,357	6,599	6,781	14.9%	14.0%	国土交通省	
		1次アウトカム	自動車のリコール届出件数	件	263	308	303	355	368	364	377	408	10.9%	12.0%	国土交通省	
		2次アウトカム	自動車のリコール対象台数 不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数	千台 件	2,594 44	5,613 37	7,979 48	9,558 52	18,991 70	15,846 52	7,700 48	8,217 55	-56.7%	-13.0%	国土交通省	

注: '27 30, は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30, は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみでの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施した。また、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施した。更に、リコール届出、ユーザーから収集した不具合情報、メーカーから報告を受けた事故火災情報やリコール届出内容の分析結果、ユーザー不具合情報の統計分析結果等について公表した。

長期的に見れば、国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数、リコール届出件数、対象台数とともに堅調に推移しており、市場で発生した自動車の不具合等をもとに必要な改善措置を行うことで自動車の設計・製造に起因した事故等を未然に防ぐというリコール制度が適切に運用・機能していることが伺える。これにより、最終的なアウトカムである不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数が、年によって増減はあるものの、大規模な増加といった社会的混乱は発生していないと考えられる。(国土交通省)

5. 道路交通秩序の維持
 (1) 交通の指導取締りの強化等
 ア 一般道路における効果的な指導取締りの推進
 (ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

計画に記載されている概要

- ・事故多発路線等における街頭指導活動
 ・交通事故に直結する悪質性や危険性の高い違反の取締り 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群			評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 27 注	25~27 28~ 30 注	年 度	備考	担当 府省庁		
	高齢者	歩行者	生活道路 自転車			23	24	25	26	27	28	29	30									
			インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	124	140	134		年度		警察庁		
				新たな速度違反自動取締装置 の配備(都道府県(ストック))		-	-	-	-	-	-	-	-	5県	13都県	26都道県		年度		警察庁		
				無免許運転の取締件数(フ ロウ)	件	31,603	28,569	25,746	23,803	22,714	21,317	20,620	19,413	26,664	27,195	26,602	-14.5%	-15.1%	年		警察庁	
				飲酒運転の取締件数(フ ロウ)	件	35,672	32,140	28,869	27,122	26,664	26,423	27,195	26,602	26,664	26,423	27,195	26,602	-0.2%	-2.9%	年		警察庁
				最高速度違反の取締件数(フ ロウ)	件	2,290,352	2,221,120	2,052,719	1,835,930	1,745,259	1,611,238	1,478,281	1,237,730	1,745,259	1,611,238	1,478,281	1,237,730	-29.1%	-23.2%	年		警察庁
				信号無視の取締件数(フ ロウ)	件	691,728	725,761	721,898	712,333	752,394	741,048	725,030	681,645	752,394	741,048	725,030	681,645	-9.4%	-1.8%	年		警察庁
			アウトプット	横断歩行者等妨害等違反の取 締件数(フ ロウ)	件	65,967	76,218	79,025	94,433	99,763	111,142	145,292	181,290	99,763	111,142	145,292	181,290	81.7%	60.2%	年		警察庁
				一時不停止の取締件数(フ ロウ)	件	1,128,937	1,207,374	1,214,738	1,231,190	1,341,546	1,330,089	1,327,461	1,293,673	1,341,546	1,330,089	1,327,461	1,293,673	-3.6%	4.3%	年		警察庁
				飲酒運転者の周辺者に対する 取締件数(車両等提供罪)(フ ロウ)	件	180	143	108	98	104	96	103	92	104	96	103	92	-11.5%	-6.1%	年		警察庁
				飲酒運転者の周辺者に対する 取締件数(酒類提供罪)(フ ロウ)	件	70	47	48	43	48	51	32	45	48	51	32	45	-6.3%	-7.9%	年		警察庁
				飲酒運転者の周辺者に対する 取締件数(要求・依頼同乗罪) (フ ロウ)	件	842	800	755	722	696	694	640	774	696	694	640	774	11.2%	-3.0%	年		警察庁

1次アウト カム	運転者の意識の変化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年	警察庁
	原付以上運転者(第1当事者)と子供(第2当事者)、高齢者(第2当事者)、障害者(第2当事者)の交通事故件数	108,092	104,059	102,063	95,416	91,404	86,760	82,670	76,909	-15.9%	-14.7%	警察庁
2次アウト カム	原付以上運転者(第1当事者)による子供(第2当事者)、高齢者(第2当事者)、障害者(第2当事者)の交通事故死者数	1,471	1,407	1,366	1,312	1,277	1,217	1,170	1,106	-13.4%	-11.7%	警察庁
	原付以上運転者(第1当事者)による子供(第2当事者)、高齢者(第2当事者)、障害者(第2当事者)の交通事故負傷者数	101,095	97,158	95,053	88,922	85,212	80,959	77,313	71,824	-15.7%	-14.5%	警察庁

注：'27 30'は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30'は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			可搬式速度違反自動取締装置を活用し、通学路、生活道路等における交通事情に即した取締りを実施した。(警察庁)
きめ細かな対策			各都道府県の交通事故分析に基づき、交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反について取締りを実施した。(警察庁)
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
・交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、国民から取締り要望を多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進し、平成28年から30年までの3年間で、無免許運転6万1,350件、飲酒運転8万2,220件、最高速度違反432万7,249件等の取締りを実施した。今後も引き続き適切な取締りを推進していく。(警察庁)	

備考	

5. 道路交通秩序の維持
 (1) 交通の指導取締りの強化等
 ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
 (イ) 背後責任の追及

計画に記載されている概要

□過積載、過労運転等の違反について自動車の使用者等に対する責任追及の徹底
 □事業者の背後責任が明らかになった場合は指導・監督処分を実施 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁	
				23	24	25	26	27	28	29	30	27 注	28~ 30 注					
	生活道路 自転車 歩行者 子供 高齢者	種類・名称																
		警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		国土交通省の予算	百万円	32	29	32	37	38	38	40	40	40	40	40	40	40	5.3%	国土交通省
		貨物自動車運送事業者に対す る監査件数(フロー)	回	7,035	7,107	7,507	7,148	7,016	6,036	6,319	5,003	5,003	5,003	5,003	5,003	-28.7%	-19.9%	国土交通省
		指示処分件数(フロー)	件	531	308	254	135	203	235	283	273	273	273	273	273	34.5%	33.6%	警察庁
		使用制限処分件数(フロー)	件	2	-	3	2	1	3	4	6	6	6	6	6	500.0%	116.7%	警視庁
		自動車の使用者等に対する取 締件数(過積載の下命・容認) (フロー)	件	130	43	24	98	10	28	68	15	15	15	15	15	50.0%	-15.9%	警察庁
		過積載防止違反処分件数	件	134	98	99	106	74	81	51	59	59	59	59	59	-20.3%	-31.5%	国土交通省
5 (1)ア (イ)		自動車の使用者等に対する取 締件数(過労運転の下命・容認) (フロー)	件	3	11	4	9	5	22	2	7	7	7	7	7	40.0%	72.2%	警察庁
		過労運転防止違反処分件数	件	1,378	1,268	1,347	1,860	1,793	1,454	1,619	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	-33.3%	-14.6%	国土交通省
		使用者等の義務違反検挙件数 (フロー)	件	133	92	28	112	49	56	120	24	24	24	24	24	-51.0%	5.8%	警察庁

	事業用自動車(第1当事者)の法令違反(過積載・過労運転)による交通事故件数	23	27	18	19	22	26	31	31	40.9%	49.2%	年
2次アウト カム	事業用自動車(第1当事者)の法令違反(過積載・過労運転)による交通事故死者数	7	12	3	1	5	7	3	3	-40.0%	44.4%	年
	事業用自動車(第1当事者)の法令違反(過積載・過労運転)による交通事故負傷者数	43	85	36	29	44	47	49	50	13.6%	33.9%	年

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底し、平成28年から30年までの3年間で、過積載の下命・容認事件132件の取締りを実施するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令を行った。今後も引き続き適切な運行管理等の徹底を図るため、悪質違反を引き起こした事業者や重大事故を犯した事業者等に対する監査の徹底及び法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。(国土交通省)

・事故を惹起するおそれの高い事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を開始した(平成28年11月)。(国土交通省)

・貸切バスに係る処分基準の厳格化や指摘事項確認監査の実施等を導入し、法令違反の早期是正と不適格者の排除を図った(平成28年12月)。(国土交通省)

・国の監査を補完する役割として貸切バス適正化機関を設置し、貸切バス事業者に対する巡回指導を実施した(平成29年8月)。また、巡回指導の結果、国に通報があった者に対して順次監査を行った。(国土交通省)

・長時間労働に対する抑止力を強化するため、過労運転防止関連違反に係る行政処分の処分量定の引き上げを行った(平成30年7月)。(国土交通省)

・引き続き、厳格な監査等により更なる法令違反の根絶に取り組んでいく。(国土交通省)

施策名	5. 道路交通秩序の維持
	(1) 交通の指導取締りの強化等
	ア 一般道路における効果的な指導取締りの推進 ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

計画に記載されている概要

・自転車利用者に対する無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する積極的な指導警告 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標		実績データ(平成)											増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁												
		種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27注	30注	25~27注																
5 (1)ア (ウ)	生活道路 自転車	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度						
		自転車利用者に対する指導警告及び検挙件数(指導警告件数)(フロー)	件	2,196,612	2,485,497	2,410,808	1,728,060	1,850,828	1,579,541	1,550,724	1,606,029															年				
		自転車利用者に対する指導警告及び検挙件数(検挙件数)(フロー)	件	3,956	5,321	7,193	8,070	12,018	13,820	14,105	17,568																年			
	歩行者	自転車(第1当事者)の法令違反(無灯火、信号無視、一時不停止等、歩行者妨害等)による交通事故件数	件	6,702	6,388	5,820	5,174	4,656	4,196	4,341	4,197														年					
			2次アウトカム	人	70	81	79	61	72	56	54	44														年				
			自転車(第1当事者)の法令違反(無灯火、信号無視、一時不停止等、歩行者妨害等)による交通事故死者数	人	6,935	6,624	6,001	5,349	4,800	4,345	4,491	4,378															年			

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項		内容(事例等)
種類	該当	
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進し、平成28年から30年までの3年間で、473万6,294件指導・警告したほか、4万5,493件検挙した。今後も引き続き、悪質・危険な行為に対する適切な指導取締りを推進していく。(警察庁)

5. 道路交通秩序の維持

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

計画に記載されている概要

- ・危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- ・交通事故事件等に係る捜査力の強化
- ・交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 注1	年・年度	備考	担当府省庁			
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	28					29	30	注2
		ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底																		
		インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		アウトプット	危険運転致死傷罪の送致状況(フロー)	件	-	-	-	-	631	595	670	613	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化																		
		インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		アウトプット	警察庁における研修の実施回数(フロー)	回	2	3	3	3	3	3	4	3	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	警察庁	
		ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進																		
5 (2)		インプット	警察庁の予算	百万円	48	32	42	44	47	40	40	41	-12.8%	-9.0%	-9.0%	-9.0%	-9.0%	-9.0%	警察庁	
		アウトプット	交通鑑識係設置状況(ストック)	都道府県数	29	31	34	46	46	47	47	47	2.2%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	警察庁	
		アウトプット	ドライブレコーダー映像情報の提供に係る関係団体との協定締結状況(ストック)	件	-	-	-	-	-	125	129	-	-	-	-	-	-	-	警察庁	
		1次アウトカム	ひき逃げ事件の検挙率(フロー)	%	43.5%	49.0%	50.0%	52.2%	56.1%	56.8%	58.4%	60.8%	4.7%pt	5.9%pt	5.9%pt	5.9%pt	5.9%pt	5.9%pt	警察庁	

	ひき逃げ事故の発生件数(7 口ー)	件	11,278	10,198	9,699	9,231	8,666	8,449	8,283	8,357	-3.6%	-9.1%	警察庁
2次アウトカム	ひき逃げ事故による死者数(7 口ー)	人	184	170	151	151	151	144	114	129	-14.6%	-14.6%	警察庁
	ひき逃げ事故による負傷者数 (7口ー)	人	12,613	11,417	10,757	10,237	9,586	9,455	9,264	9,204	-4.0%	-8.7%	警察庁

注1: 評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2: 「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減率。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策			<p>交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項</p> <p>平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価</p> <p>ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 ・交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転致死傷処罰法の立件も視野に入れた捜査の徹底を図り、平成28年から30年の3年間で、危険運転致死傷罪を1,878件送致した。今後も、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の徹底を図る。(警察庁)</p> <p>イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ・捜査態勢の充実及び研修による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めた。今後も、交通事故事件等に係る捜査力を強化するため研修等を実施していく。(警察庁)</p> <p>ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 ・科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進した。今後も、交通事故事件等に係る科学的捜査を推進していく。(警察庁)</p>

5. 道路交通秩序の維持
(3) 暴走族等対策の推進

施策名

計画に記載されている概要

- ・暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
- ・暴走行為防止のための環境整備
- ・暴走族等に対する指導取締りの推進
- ・暴走族関係事犯者の再犯防止
- ・車両の不正改造の防止

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	実績データ(平成)										増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁		
			23	24	25	26	27	28	29	30	27	30注						
	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実																
		インプット 警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		1次アウトカム 暴走族根絶(追放)条例等の制定状況(ストック)	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	警察庁 平成28年以降は集計なし
		イ 暴走行為防止のための環境整備	155	164	164	165	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	警察庁 平成28年以降は集計なし
		インプット 警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		アウトプット 群衆のい集場所として利用されやすい管理者への協力回数(ストック)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁 管理改善は度重なる協力依頼によるため、回数集計は困難
		ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進																
		インプット 警察庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
		アウトプット 110 番通報件数(フロー)	43,215	40,577	36,360	39,415	36,276	36,116	31,260	28,005	28,005	28,005	28,005	28,005	28,005	28,005	28,005	警察庁 -14.9%
		アウトプット 暴走族検挙件数(フロー)	27,553	23,991	17,714	11,862	11,643	9,556	8,909	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	警察庁 -37.5%
		1次アウトカム 暴走族グループ数(ストック)	452	392	327	298	227	208	183	146	146	146	146	146	146	146	146	警察庁 -37.0%
		アウトカム 暴走族構成員数(ストック)	8,509	7,297	6,933	6,830	6,771	6,595	6,220	6,286	6,286	6,286	6,286	6,286	6,286	6,286	6,286	警察庁 -7.0%

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止														
インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	警察庁
アウトプット	法務省の予算	百万円	18,106	17,976	16,761	18,039	18,474	18,807	18,950	19,241	4.2%	7.0%	年度	法務省
アウトプット	暴走族関係事犯者への指導件数	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年	警察庁
アウトプット	保護観察開始前に暴走族と関係があり、個別処遇を行った人数	人	1,549	1,330	1,271	1,214	1,067	844	702	557	-47.8%	-40.8%	年	法務省
オ 車両の不正改造の防止														
インプット	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	警察庁
インプット	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	国土交通省
アウトプット	街頭検査の実施回数(フロー)	件	2,944	2,648	2,401	2,213	2,047	2,088	2,077	3,262	59.4%	11.5%	年度	国土交通省
アウトプット	道路交通法違反(整備不良)の取締件数(フロー)	件	5,970	4,583	3,629	2,177	2,084	1,865	1,835	1,461	-29.9%	-34.6%	年	警察庁
1次アウトカム	道路運送車両法違反の取締件数(フロー)	件	173	164	180	135	177	190	140	160	-9.6%	-0.4%	年	警察庁
2次アウトカム	不正改造車に対する整備命令(道路運送車両法54条の2)	件	1,714	1,425	1,435	1,344	1,239	1,272	1,047	1,107	-10.7%	-14.7%	年度	国土交通省
2次アウトカム	共同危険行為及び暴走行為による交通事故件数	件	34	35	33	39	32	34	33	16	-50.0%	-20.2%	年	警察庁
2次アウトカム	共同危険行為及び暴走行為による交通事故死者数	人	8	5	3	13	14	9	9	5	-64.3%	-23.3%	年	警察庁
2次アウトカム	共同危険行為及び暴走行為による交通事故負傷者数	人	37	60	43	71	41	40	38	19	-53.7%	-37.4%	年	警察庁

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

<p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 ・報道機関に対する資料提供等による広報活動を実施するとともに、学校等と連携した「暴走族加入阻止教室」の開催、関係団体や暴走族相談員等との連携した暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を推進した。今後引き続き暴走族根絶のための各種施策を推進していく。(警察庁)</p>
<p>イ 暴走行為防止のための環境整備 ・施設管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体との連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進した。今後関係機関・団体等と連携した環境整備を推進していく。(警察庁)</p>
<p>ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進 ・暴走族等に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用した取締りを推進し、平成28年から30年までの3年間で、暴走族を2万5,764件検挙したほか、不正改造車両等を押収し、暴走族等と車両の分離を図るとともに、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行った。今後引き続き背後責任の追及を含めた暴走族の取締りを推進していく。(警察庁)</p>
<p>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 ・組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情を明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループからの構成員等を離脱させるなど再犯防止に努めた。(警察庁) ・暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇を実施した。同対象者が減少している現状を踏まえ、今後引き続き適切な処遇の実施に努める。(法務省)</p>
<p>オ 車両の不正改造の防止 ・暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するため、整備不良車両等の取締りを行い、不正改造車両の排除に努めた。(警察庁) ・全国において、1年を通して街頭検査を実施するとともに、特に毎年6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間として設定し、街頭検査の集中実施、不正改造車の排除のための啓発、「不正改造車・黒煙110番」の設置などに取り組んでいるところ、不正改造車に対する整備命令の発令件数も減少しており一定の成果が出ている。(国土交通省)</p>

施策名	6. 救助・救急活動の充実
	(1) 救助・救急体制の整備 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

計画に記載されている概要

・連絡体制の整備、救護訓練の実施による救助・救急体制の充実 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 25~27 28~ 30 注	備考	担当 府省庁	
				23	24	25	26	27	28	29	30						
6 (1) イ	生活道路 自転車 歩行者 子供 高齢者	インプット 消防庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁
		アウトプット 救護訓練の実施回数	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁
	1次アウト カム 多数負傷者発生時に備えた救 護の理解度の向上	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村が 行い把握困 難	
	2次アウト カム 多数負傷発生時に救護を行った 件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁

注: '27 30'は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30'は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

昭和61年に救急業務実施計画の策定通知を发出しているが、その後、消防と医療を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成28年度の救急業務のあり方に関する検討委員会において、多数傷病者発生事象への対応計画について検討し、報告書の中で救急業務実施計画を更新することを促した。集団災害発生時における対応計画しかし、消防事務は市町村が行うこととされているため、多数傷者発生時における救助・救急体制の充実のための消防庁の予算はなく、「訓練の実施回数」、「救護の理解度」、「救護の理解度」に関する事項も把握できず、今後も把握することは困難である。そのため、上記指標における評価も困難である。

6. 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

計画に記載されている概要

- ・応急手当について消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進
- ・教職員対象の心肺蘇生法実習及び各種講習会の開催
- ・中学校、高等学校の保健体育において応急手当について指導の充実 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁					
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28注					30注				
	高齢者	インプット	百万円	97	370	344	237	274	289	266	225	27	28	29	30	-17.9%	-8.8%	予算の内 年度 数	文部科学省			
	歩行者	取得時講習における応急救護講習受講者数(第一種免許)(フ ロア)	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度	消防庁			
	自転車	取得時講習における応急救護講習受講者数(第二種免許)(フ ロア)	人	12,271	11,248	10,524	9,994	9,857	9,239	7,856	7,015	12,271	11,248	10,524	9,994	9,857	9,239	7,856	7,015	-20.6%	-28.8%	消防庁
	生活道路	取得時講習における応急救護講習受講者数(第一種免許)(フ ロア)	人	2,624	2,195	1,901	1,520	1,604	1,331	1,279	1,030	2,624	2,195	1,901	1,520	1,604	1,331	1,279	1,030	-27.6%	-35.8%	消防庁
		応急手当普及啓発講習(普通救命講習)の実施回数(フロア)	回	67,362	71,067	69,444	69,773	68,826	69,465	66,123	64,986	67,362	71,067	69,444	69,773	68,826	69,465	66,123	64,986	-3.6%	-5.6%	消防庁
		応急手当普及啓発講習(普通救命講習)の参加者数(フロア)	千人	1,345	1,410	1,392	1,376	1,355	1,315	1,287	1,245	1,345	1,410	1,392	1,376	1,355	1,315	1,287	1,245	-6.7%	-8.1%	消防庁
		普通救命講習受講者数(フロア)	人	1,345,591	1,410,981	1,392,325	1,376,149	1,355,791	1,315,946	1,287,848	1,245,971	1,345,591	1,410,981	1,392,325	1,376,149	1,355,791	1,315,946	1,287,848	1,245,971	-6.7%	-8.1%	消防庁
		上級救命講習受講者数(フロア)	人	79,959	84,898	50,547	84,864	84,307	82,385	88,659	91,014	79,959	84,898	50,547	84,864	84,307	82,385	88,659	91,014	8.0%	19.3%	消防庁
		応急手当指導員講習修了者数(フロア)	人	10,203	9,527	9,924	8,866	10,076	9,601	9,055	8,518	10,203	9,527	9,924	8,866	10,076	9,601	9,055	8,518	-15.5%	-5.9%	消防庁

6 (1) ウ	アウトプット	応急手当普及講習修了者数 (フロー)	11,463	12,346	12,053	11,929	11,927	11,819	12,416	13,015	9.1%	3.7%	消防庁
		児童生徒を対象としたAEDの使用を含む応急手当実習を行っている学校数(フロー)	-	-	18,003	-	17,515	-	-	調査中			文部科学省
		児童生徒を対象としたAEDの使用を含む応急手当実習を行っている学校の割合(フロー)	-	-	50.0%	-	49.5%	-	-	調査中			文部科学省
		都道府県教育委員会における心肺蘇生実技講習会実施回数(フロー)	13	26	27	26	27	41	40	32	18.5%	41.3%	文部科学省
		都道府県教育委員会における心肺蘇生実技講習会の参加者数(フロー)	1,015	3,931	1,880	1,116	1,250	1,908	2,545	6,597	425.2%	159.9%	文部科学省
		教職員を対象とした、AEDの使用を含む応急手当講習を行っている学校数(フロー)	-	-	33,800	-	33,535	-	-	調査中			文部科学省
		教職員を対象とした、AEDの使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合(フロー)	-	-	93.9%	-	94.8%	-	-	調査中			文部科学省
		一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による除細動実施の有無別の1ヵ月後生存率	45.1%	41.4%	50.2%	50.4%	54.0%	53.3%	53.5%	55.9%	1.9%pt	2.7%pt	消防庁
	1次アウトカム	一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による除細動実施の有無別の1ヵ月後社会復帰率	38.9%	36.0%	42.8%	43.3%	46.1%	45.4%	45.7%	48.2%	2.1%pt	2.4%pt	消防庁

注1:評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。

注2:「27-30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減率、「25-27-28-30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減率。

交通安全事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
内容(事例等)

種類 該当

先端技術の活用推進
きめ細かな対策
地域ぐるみでの対策

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・都道府県が実施する教職員に対するAEDの取り扱いを含む心肺蘇生法講習会、事故発生時の初動対応等の事故対応に関する講習会の開催を支援している。講習会参加人数は増加しており、平成30年度においては前年度より大幅に増加し約6,600名が参加している。子供の生命に関わる突発事案が発生した際の第一の対応者は教員であることが多いと考えられるため、引き続き教員の救助・救急活動の充実に努めていく必要がある。(文部科学省)

・取得時講習、更新時講習及び自動車教習所における教習において、応急救護処置に関する知識の普及に努めた。引き続き講習等の機会を活用し、知識の普及に努める必要がある。(警察庁)

平成29年度救急業務のあり方に関する検討委員会において、全国の消防本部における応急手当や、通信指令員が行う口頭指導の取組についての実態把握等を行った。(消防庁)

口頭指導とは、救急要請受信時、消防機関が救急現場付近にいる者に電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

上級救命講習受講者数は増加しているが、普通救命講習受講者数が減少傾向にある。一方で、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による除細動実施の有無別の1ヵ月後生存率及び1ヵ月後社会復帰率は増加傾向にある。引き続き、応急手当の普及啓発に努める必要がある。

備考

平成23年は東日本大震災の影響により、釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

平成28年の数値は平成28年3月時点。調査は隔年。

特別支援学校は除く。

一般市民による除細動が実施されなかった傷病者(適応でなかった傷病者を含む。)の1ヵ月後生存率11.8%と比較して約4.8倍高くなっている。(H30)

一般市民による除細動が実施されなかった傷病者(適応でなかった傷病者を含む。)の1ヵ月後社会復帰率7.1%と比較して約6.8倍高くなっている。(H30)

6. 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

工 救急救命士の養成・配置等の促進

計画に記載されている概要

・救急救命士の養成、輸液等の実施のための講習・実習の実施 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群				評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)							増減率(%)		年・ 年度	備考	担当 府省庁		
	高齢者	子供 歩行者	自転車	生活道路			23	24	25	26	27	28	29	30	27 注				28~ 30 注	
					インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁
					アウトプット	消防機関において実施している 救急救命士養成のための研修も しくは講習の参加人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁
6 (1) 工					救急救命士の資格を有する消防 職員	人	26,533	27,827	29,197	31,012	32,813	34,223	35,775	37,143	13.2%	15.2%			消防庁	
					救急救命士として運用されてい る救急隊員	人	21,268	22,118	22,870	23,560	24,223	24,973	25,872	26,581	9.7%	9.6%			消防庁	
					救急隊員のうち気管挿管認定救 急救命士の数	人	-	10,119	10,311	11,907	12,693	13,184	13,943	14,609	15.1%	19.5%			消防庁	
					1次アウト カム	救急隊員のうち薬剤投与認定救 急救命士の数	人	-	17,056	18,140	20,714	21,985	22,841	24,108	25,222	14.7%	18.6%			消防庁
					救急救命士の数	人	26,533	27,827	29,197	31,012	32,813	34,223	35,775	37,143	13.2%	15.2%			消防庁	
					救急救命士を運用する救急隊数	隊	4,648	4,763	4,842	4,897	4,959	5,008	5,082	5,132	3.5%	3.6%			消防庁	

6. 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備
--

計画に記載されている概要

□ 緊急車両到着までのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため信号制御を行う現場急行システム(FAST)の整備 等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群		評価指標	実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備 考	担 当 府 省 庁
	高齢者	歩行者		生活道路	23	24	25	26	27	28	29	30	27注				
6 (1)ケ			インプット	警察庁の予算	15,229	14,225	18,493	18,939	18,166	17,717	17,556	18,128	-0.2%	-4.0%	警察庁	予算の内 数	警察庁
				消防庁の予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁		消防庁
			アウトプット	現場急行支援システムの整備 都道府県数(ストック)	14	15	16	15	16	16	15	16	0.0%	0.0%	警察庁 消防庁		警察庁 消防庁
				現場急行支援システムの対応 車両台数(ストック)	-	1,994	2,881	2,700	2,770	2,802	2,811	2,839	2.5%	1.2%	警察庁 消防庁		警察庁 消防庁
			1次アウト カム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁 消防庁		警察庁 消防庁
			2次アウト カム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁		消防庁

注: '27 30,は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25~27 28~30,は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進 さめ細かな対策 地域ぐるみでの対策			緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)の整備を図った

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)の整備を図った。(警察庁)

備考

システムを利用した車両の現場への到着時間は、同一の路線において整備前後の時間を比較する必要があるところ、各都道府県警察において、導入時に個別の試験を実施することはあると考えられるが、警察庁において年度毎の全国的な調査は行っていないため把握しておらず、今後把握することは困難。(警察庁)

消防庁では、現場急行支援システムの導入地域等の状況を把握しておらず、各消防本部でも通報を受ける以前の事故発生から覚知するまでの時間は把握することができないため、評価不能であり、今後把握することは困難。(消防庁)

6. 救助・救急活動の充実
 (1) 救助・救急体制の整備
 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

計画に記載されている概要

緊急通報システム(HELP)や事故自動通報システム(ACN)の普及及び高度化のための環境整備等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)		備考	担当 府省庁	
				23	24	25	26	27	28	29	30	27 注	28~ 30 注	年 ・ 年度				
	高齢者	警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	警察庁
	歩行者	消防庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	消防庁
	自転車	国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,180	-	-	内数	国土交通省
	生活道路	緊急通報システムの整備都道府 県数(ストック)		47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	0.0%	警察庁 消防庁
6 (1)コ		アウトプット	千人	310	348	391	447	586	820	1,164	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	183.3%	警察庁 消防庁
		事故自動通報システムの自動車 アセスメント評価件数(フロー)	台数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	-	国土交通省
		緊急通報システムによる公共機 関等への通報数	件	644	761	785	800	825	926	999	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	62.9%	警察庁 消防庁
		1次アウト カム	分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2次アウト カム	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	<p>「接続期間における自動車からの緊急通報の取扱いに関するガイドライン」を策定</p>
平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
<p>・平成30年5月、「接続期間における自動車からの緊急通報の取扱いに関するガイドライン」を策定した。(警察庁)</p> <p>・国際基準導入に向けてWP29において議論を行い、平成30年度に保安基準改正を行った。また、普及促進に向けては、自動車アセスメントにおいて平成30年度より評価を開始し、106件の評価を行った。引き続き事故自動通報システムの普及及び高度化のための環境整備に努めていく。(国土交通省)</p>	
備考	
<p>事故自動通報システム(ACN)を用いたサービスは、(株)日本緊急通報サービス、ボッシュ(株)、(株)プレミア・エイト等の複数の民間事業者により提供が行われており、全体における契約者数等について消防庁では把握していない。また、それらのサービスを介した通報について、全国の消防本部において必ずしも他の通報と区別して集計を行う仕組みとなっていないため、通報数や救助人数の計上は困難である。</p> <p>ガイドラインに基づいて警察に対して通報を実施している民間事業者は、現在のところ(株)日本緊急通報サービスに限られていることから、表中の数値は、当該事業者から聴取した数値である。(警察庁)</p> <p>現時点で統計データがなく、第10次期間中は評価できない。ただし、ACN搭載車により、自動的に通報が行われた場合では、事故発生から医師による治療開始までの時間が4分間程度、ACNを発展させた先進事故自動通報システム(AACN)では、17分間程度短縮できると推定されている。</p> <p>(参考URL)</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001186413.pdf 現時点で統計データがなく、第10次期間中は評価できない。ただし、死者数をACN搭載車により年間当たり約70人、AACN搭載車により約280人減らせる可能性があると考えられている。</p> <p>(出典)一般社団法人日本自動車工業会 (参考URL)</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001186413.pdf</p> <p>緊急通報システム(HELP)等からの関係情報の取得は、通信指令システムの一機能として実現されており、本機能に係る予算額のみを切り出すことは困難である。(警察庁)</p>	

施策名	6. 救助・救急活動の充実
	(2) 救急医療体制の整備 ウ ドクターヘリ事業の推進

計画に記載されている概要

□ドクターヘリ配備の全国展開 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	備考	担当府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注			
6 (2) ウ	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット	厚生労働省の予算	百万円	2,932	3,688	4,483	4,884	5,014	6,109	6,484	6,638	32.4%	33.7%	医療提供体制推進事業費補助金の内数となる	厚生労働省
		インプット	警察庁の予算	百万円	15	7	3	1	0.3	3	0.1	-	-	-	警察庁	
	アウトプット	ドクターヘリ配備状況(ストック)	機	32	40	43	44	46	46	46	51	53	15.2%	12.8%	4月1日時点	厚生労働省
		ドクターヘリ用警察無線機の整備台数(ストック)	台	220	272	306	318	322	364	364	368	368	14.3%	16.3%		警察庁
		ドクターヘリの出動件数(フロー)	件	13,008	17,522	20,750	22,741	24,188	25,216	27,910	集計中		17.7%		厚生労働省	
		2次アウトカム	心肺停止者の一ヶ月後の生存率	%	-	-	-	-	-	13.3	13.5	集計中			厚生労働省	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類	該当	内容(事例等)	
		交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

全国の救急搬送人数の増加とともに、救命率の向上や後遺症の患者搬送等を目的としたドクターヘリの出動件数も増加している。今後、地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、診療の効果検証等を進める。(厚生労働省)

7. 被害者支援の充実と推進

- (2) 損害賠償の請求についての援助等
- イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

計画に記載されている概要

□救済制度の開示や、交通事故相談活動の推進
 □交通安全活動推進センター・日弁連交通事故相談センター等における交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助業務の充実等

第10次計画における位置付け	施策群		評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 25~27 28~30 注	年・年度	備考	担当府省庁
	高齢者	歩行者			自転車	生活道路	23	24	25	26	27	28	29	30				
			法務省の予算	百万円	16,554	14,351	12,628	14,607	14,770	14,522	14,807	14,568	-1.4%	4.5%	法務省	予算の内 年度数	法務省	
			国土交通省の予算	百万円	570	570	570	570	570	570	570	570	0.0%	0.0%	国土交通省		国土交通省	
			交通事故等に関する法律相談援助の件数(フロー)	件	4,994	5,328	5,702	5,849	5,956	6,013	5,477	5,190	-12.9%	-4.7%	法務省		法務省	
			交通事故等に関する代理援助の件数(フロー)	件	1,407	1,645	1,744	1,720	1,683	1,561	1,516	1,369	-18.7%	-13.6%	法務省		法務省	
7	(2)	イ	アウトプット 交通事故等に関する書類作成援助の件数(フロー)	件	5	1	4	4	1	1	-	1	0.0%		法務省		法務省	
			示談あつ旋件数(フロー)	件	2,358	2,386	2,015	1,877	1,660	1,547	1,238	1,279	-23.0%	-26.8%	国土交通省		国土交通省	
			相談件数(フロー)	件	40,727	39,780	49,382	50,100	46,422	43,421	39,015	36,910	-20.5%	-18.2%	国土交通省		国土交通省	
			法テラスの「契約弁護士」の人数	人	16,570	17,863	19,159	20,176	21,033	21,885	22,346	23,371	11.1%	12.0%	法務省		法務省	
			法テラスの「契約司法書士」の人数	人	6,065	6,355	6,714	6,897	7,125	7,193	7,294	7,440	4.4%	5.7%	法務省		法務省	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
 内容(事例等)

種類	該当
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・全国の法テラス地方事務所において、法律相談援助、代理援助及び書類作成援助2件となっている。(法務省)
 ・交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進した。(警察庁)
 ・昭和42年度から(公財)日弁連交通事故相談センターが行う「自動車事故被害者に対する「自動車事故被害者に係る損害賠償問題等について、公正で中立的な弁護士による相談等を受けられる環境の整備を図り、自動車事故被害者の救済を図るものである。本事業では、電話相談により交通事故被害者が気軽に相談できる仕組みを整えとともに、全国に展開した支部を拠点に面接相談とその後の示談あっ旋を広く行い、交通事故被害者の救済を図ってきた。アウトプットの実績件数は、交通事故件数の減少に合わせるよう減少傾向が見られる一方、交通事故被害者に遺漏なく周知するための広報や、相談等を利用しやすくするための相談所の場所・開所時間・相談方法を充実させている交通事故被害者が確実に利用できるよう、次期計画においても、引き続き、着実に環境を整備していく必要がある。(国土交通省)

備考

・「運営費交付金」の内数として予算計上されており、同交付金の中から切り分けが困難。(法務省)

7. 被害者支援の充実と推進

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

計画に記載されている概要

- 被害者参加制度及び被害者参加旅費等支給制度の周知及び教示
- 犯罪被害者支援に関する学識経験者による検察職員への講義の実施
- 更生保護官署職員に対する交通事故被害者等による講義の実施等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群			評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%) 25~27 28~ 30 注	年 ・ 年度	備考	担当 府省庁
	高齢者	子供	歩行者			生活道路 自転車	23	24	25	26	27	28	29	30					
				警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10	警察庁		
				インプット 法務省の予算	百万円	335	316	311	320	313	296	376	15.3%	2.9%	予算の内 年度 数	法務省			
				国土交通省の予算	百万円	-	-	4	4	4	4	4	0.0%	0.0%	年度	国土交通省			
				適切な被害者支援推進のための 教養の実施状況(フロー)	輸送府県数	26	37	42	42	-	-	-	-	-	H26で調査 年度 終了	警察庁			
				アウトプット 自助グループ運営・連絡会議の 出席者数	人	-	-	-	-	10	14	17	-	-	年度	警察庁			
				被害者等通知制度の件数(フ ロー)	千件	-	-	-	-	131	129	131	-	-	年度	法務省			
				被害者支援施策の利用度・満足 度(警察の交通事故捜査結果に 納付している)	%	-	-	61	-	-	-	-	-	-	年度	警察庁			

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
内容(事例等)

種類 該当

先端技術の活用推進

きめ細かな対策

地域ぐるみの対策

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・法務省においては、被害者参加制度や被害者参加旅費等支給制度等、犯罪被害者保護・支援のための制度について分かりやすく解説した犯罪被害者向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁においては交通事故被害者等から事情聴取する際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどした。引き続き、同様の施策を実施する。(法務省)

・検察職員に対し、経験年数等に応じた各種研修等において、大学教授や犯罪被害者等の支援に詳しい弁護士等による、被害者対応の在り方や犯罪被害者等の現状等についての講義を実施するなどした。引き続き、同様の施策を実施する。(法務省)

・検察庁においては、過失運転致死傷を含む一定の犯罪の被害者等に対し、前記記載のとおり被害者参加制度を周知・教示しているほか、裁判所により参加が許された場合には、被害者参加人等が適正な訴訟行為を行えるよう、検察官が密接なコミュニケーションを保ち、必要な説明を行うなど、同制度の適切な運用に努めた。(法務省)

・全国の保護観察所に、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、被害者等からの相談に応じて、仮釈放等審理における被害者等における被害者等のための制度の利用の手助けをすほか、必要な関係機関等を紹介するなど相談・支援を実施しており、引き続き実施していく。(法務省)

・更生保護官署職員に対し、研修において、被害者等や被害者支援団体による講義を実施し、被害者等の置かれている現状や心情などについて理解を深めるよう努めており、引き続き取り組んでいく。(法務省)

・交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用した。

また、各都道府県警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行ったほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図った。(警察庁)

・「被害者等通知制度の件数」は、交通事故に限らず、刑事事件全般の被害者、目撃者等を対象とし、その希望に応じた事項について通知をした件数の総数であり、本調査の対象とする範囲を大きく超えたものであることから、正確な評価指標にはなじまないもの(アウトカム以降のプロセスと連動しないもの)、交通安全基本計画上の一施策の実績値という観点からアウトプット欄に記載するもの。(法務省)

・交通事故被害者等の支援の充実を図ることを目的として「交通事故被害者サポート事業」を実施し、自助グループ運営・連絡会議、交通事故相談所や犯罪被害者支援センター等の関係団体間の連携強化を図るための意見交換会などを行った。(警察庁)

・交通事故被害者サポート事業の一環として、交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて広く情報を発信するため、一般の方も聴講が可能な「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」を開催した。(警察庁)

備考

「被害者等通知制度の件数」は、交通事故に限らず、刑事事件全般の被害者、目撃者等を対象とし、その希望に応じた事項について通知をした件数の総数であり、本調査の対象とする範囲を大きく超えたものであることから、正確な評価指標にはなじまないもの(アウトカム以降のプロセスと連動しないもの)、交通安全基本計画上の一施策の実績値という観点からアウトプット欄に記載するもの。

施策名	8. 研究開発及び調査研究の充実
	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
	ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進
	(イ) 安全運転の支援

計画に記載されている概要

自動車単体では対応できない事故への対策として路車間、車車間、歩車間通信等の技術を活用し安全運転支援システム実現のための研究開発の推進等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)			備考	担当府省庁
				23	24	25	26	27	28	29	30	27注	28~30注	29注	30注	年・年度		
8 (1) ア (イ)	生活道路 自転車 歩行者 子供 高齢者	インプット 国土交通省の予算 道路関係予算(国費) 国土交通省の予算 社会資本整備総合交付金(国費) 国土交通省の予算 防災・安全交付金(国費)	百万円	1,341,464	1,325,114	1,332,676	1,657,943	1,660,173	1,666,194	1,667,694	0.5%	7.5%	予算の内 数	国土交通省				
				1,753,900	1,439,500	903,100	912,400	901,800	898,300	894,000	888,600	-1.5%	-1.3%		予算の内 数	国土交通省		
				-	-	1,046,000	1,084,100	1,094,700	1,100,200	1,105,700	1,111,700	1.6%	2.9%		予算の内 数	国土交通省		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		研究開発を 随時実施	国土交通省 警察庁		
		アウトプット 1次アウト カム	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	研究成果を 随時実用 化	国土交通省 警察庁		

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当
先端技術の活用推進		
きめ細かな対策		
地域ぐるみの対策		

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
内容(事例等)

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

自動車運転技術の実用化に向けたSIP等の枠組みにおいて、ITSについて研究開発を推進しており、引き続き研究開発を推進する。(警察庁)
 全国の高速道路を中心として設置されたETC2.0路側機を活用し、画像や音声を用いた前方障害物の情報提供などの様々な安全運転支援を行うETC2.0サービスを推進するなど、着実な取組を実施した。(国土交通省)

施策名	8. 研究開発及び調査研究の充実
	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
	ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進
	(ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究

計画に記載されている概要

・自動走行時の責任分担、運転者の義務のあり方等について調査研究を実施
・自動走行システムの公道実証実験実施のためのガイドラインの策定 等

第10次計画における位置付け	施策群	評価指標 種類・名称	単位	実績データ(平成)										増減率(%)	年・年度	備考	担当府省庁	
				23	24	25	26	27	28	29	30	27	30注					
																		25~27
		インプット	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	17		年度	警察庁	
		アウトプット	件	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	0.0%		年度	警察庁	
8	(1)	ア	(ケ)															
		「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」に基づいて実施された実証実験の件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		年度	警察庁	
		1次アウトカム	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		年度	警察庁	
		国際的な議論の場でのプレゼンスの向上	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		年度	警察庁	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

種類		該当	内容(事例等)
先端技術の活用推進			
きめ細かな対策			
地域ぐるみの対策			

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

・平成27年度以降毎年度、有識者会議を開催して法制度面を含む各種課題の検討を行った。平成30年度に開催した「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、令和元年5月、レベル3の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立し(令和2年4月1日から施行)、令和2年以降にはレベル3の自動運転が実用化される見込みである。(警察庁)

・平成28年5月には、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を、令和元年9月には「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可基準の申請に対する取扱いの基準」を改訂し、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を策定した。(警察庁)

・道路交通安全グローバルフォーラム(WP.1)や、ITS世界会議、SIP-adiusワークショップ、ITSに係る欧州・米国・日本との三極会議等に積極的に参画し、自動運転に関する諸外国における議論の動向を把握するとともに、我が国における取組を説明するなど各国担当者との緊密な意見交換に努めている。(警察庁)

備考

施策名	8. 研究開発及び調査研究の充実
	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
	イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

計画に記載されている概要

・道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究 等

第10次 計画における 位置付け	施策群	評価指標		実績データ(平成)							増減率(%)	備考	担当 府省庁				
		種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29				30	27 注	28 注	29 注
8 (1)イ	高齢者 歩行者 自転車 生活道路	インプット	内閣府の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	10			平成30年 度では、調 査事業を 実施予定	内閣府	
			警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	10	23	42						警察庁
	アウトプット	内閣府による研究テーマの件 数(フロー)	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1					内閣府
		警察庁による研究テーマの件 数(フロー)	件	-	-	-	-	-	1	1	3						警察庁

注：'27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、'25～27 28～30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当 内容(事例等)
先端技術の活用推進	
きめ細かな対策	
地域ぐるみの対策	

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

- ・高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究(平成30年度)
- ・新たな視野検査機器について、眼科一般検査結果との比較、高齢者講習における試験導入及び当該実施結果と交通事故・違反との関係に関する分析を実施した。(警察庁)
- ・認知機能と安全運転に関する調査研究(平成30年度)
- ・認知機能と運転能力の関係を明らかにするため、高齢者講習における実車指導時の運転行動に関する調査や、実車とシミュレーターによる調査等を実施した。(警察庁)
- ・高齢運転者の交通事故防止対策に関する調査研究(平成30年度)
- ・高齢運転者に対する実車試験の導入の適否や、限定条件付免許の導入の適否を検討するため、過去の事故分析や高齢者講習指導員へのアンケート等を実施した。(警察庁)
- ・高齢運転者の交通事故防止対策に関する調査研究(令和元年度)
- ・高齢運転者に対する運転技能の確認制度の導入の適否、サポカー等限定免許導入の適否及び両者の関係について検討を実施している。(警察庁)
- ・近年の高齢運転者による事故の状況等を踏まえ、平成30、令和元年度において基礎的データを詳細に分析した。(内閣府)

8. 研究開発及び調査研究の充実
 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

計画に記載されている概要

- ・交通事故総合分析センターによるマイクロデータベースの構築、ミクロ調査の実施
- ・医工連携による新たな交通事故データベースの構築と活用に向けた検討
- ・交通事故調査・分析に係る情報提供による国民の交通安全意識の高揚等

第10次 計画に おける 位置付け	施策群		評価指標		実績データ(平成)										増減率(%)	年・ 年度	備考	担当 府省庁			
	高齢者	子供 歩行者	自転車	生活道路	種類・名称	単位	23	24	25	26	27	28	29	30					27	28	29
8 (2)					警察庁の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			警察庁
					国土交通省の予算	百万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			国土交通省
					交通事故総合分析センターの調査実施件数(フロー)	件	118	141	141	113	160	232	262	259	61.9%	81.9%					警察庁
					交通事故総合分析センターの自主研究の件数(フロー)	件	10	13	13	9	11	12	9	7	-36.4%	-15.2%					警察庁 国土交通省
					交通事故総合分析センターの受託研究の件数(フロー)	件	8	7	9	11	10	9	11	13	30.0%	10.0%					警察庁 国土交通省
				広報誌「イタルダ・インフォメーション」の発行部数(フロー)	千部	-	267	281	333	329	361	345	253	-23.1%	1.7%					警察庁	
				交通事故総合分析センターのホームページへのアクセス件数(フロー)	千件	203	234	285	341	309	318	328	365	18.1%	8.1%					警察庁	

注:「27 30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25~27 28~30」は平成25~27年(度)の平均に対する平成28~30年(度)の増減割合。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	
種類	該当
先端技術の活用推進 きめ細かな対策 地域ぐるみの対策	
平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査研究の成果を交通安全対策の実施に活用してもらうことを目的とし、関係機関・団体、研究者、一般参加者等を得て、研究発表会を開催した。(警察庁) ・平成29年度から、警察庁から交通事故総合分析センターに対し、高齢者講習、認知機能検査の実施結果等に係る情報の提供を開始して、交通事故総合データベースの充実に図った。(警察庁) 	

